

教育かわさき

No. 70 令和6年度

川崎市教育委員会事務局

はじめに

近年、国や多くの自治体が人口減少に転ずる中で、川崎市は利便性の高い生活都市として人口が引き続き増加し、150万人を超える大都市として発展を続けています。

一方で、本市の将来人口推計においては、令和12年度頃をピークに人口減少に転じると見込まれており、共働き世帯の増加をはじめとする、社会環境の変化や多様なニーズに対応するため、地域包括ケアシステムや防災対策など他局とも連携をとりながら、施策の推進を図っています。

また、「かわさき GIGA スクール構想」の推進に向けた取組や SDGs に関連した様々な活動など、教育に求められる役割はますます高まっており、こうした様々な行政課題に対しても着実に課題解決に向けた取組を進めています。

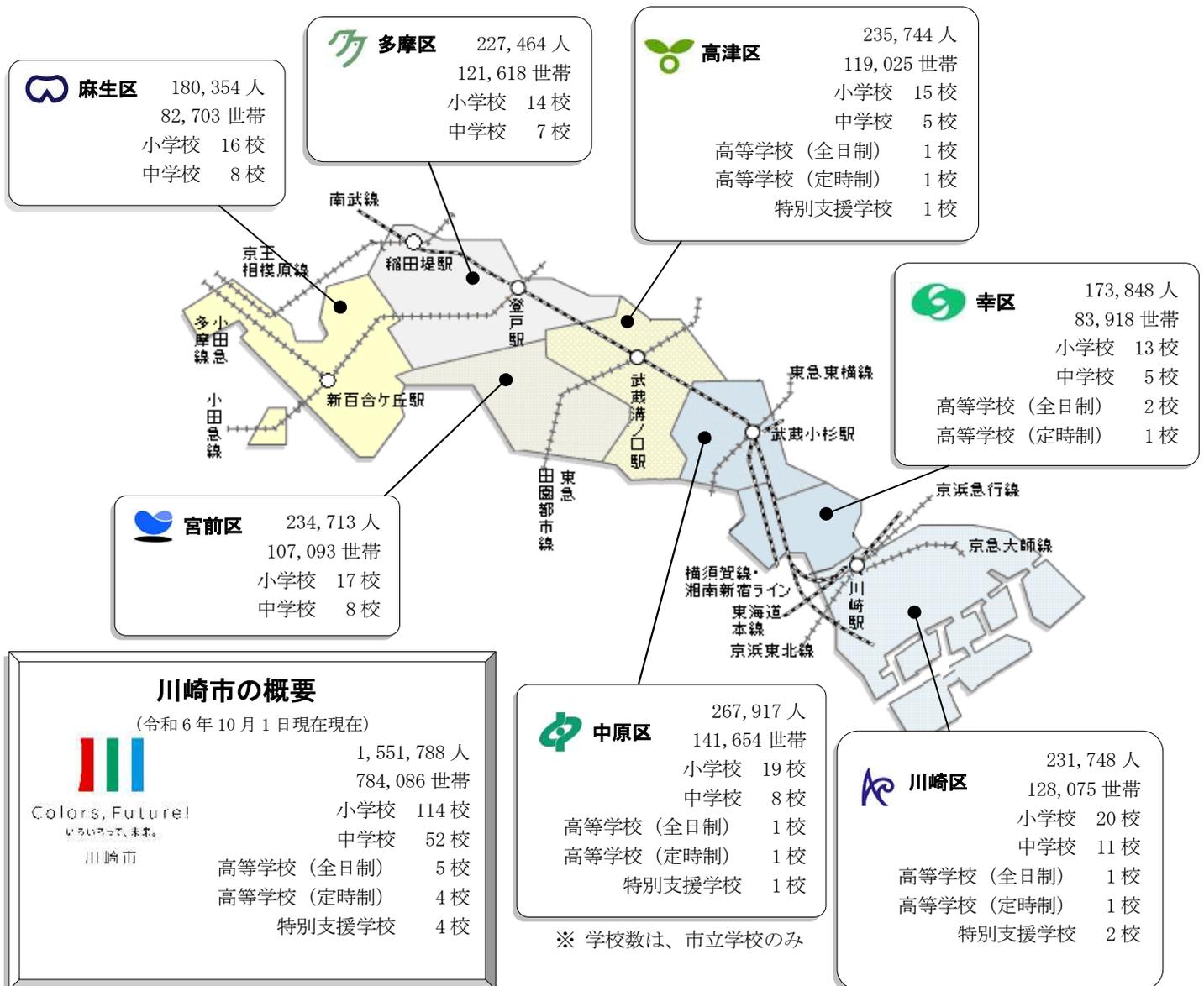
本書は、そのような取組を進める中での、川崎市教育委員会事務局における前年度の主な動きや実績をまとめてお知らせするものです。教育行財政、学校教育及び生涯学習のそれぞれの事業について、昨年度の実績を中心にまとめました。具体的な数値等については、可能な限り今年度の実績を盛り込んでいます。

川崎市教育委員会事務局では、平成27年度から概ね10年間の教育振興基本計画として、第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」を策定しており、基本理念として、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」を掲げるとともに、基本目標に「自主・自立」「共生・協働」をキーワードとしながら、社会的自立に必要な能力・態度、共生・協働の精神と実践力を育むことを位置づけ、学校及び保護者や地域を中心とする全ての市民の協力を得ながら、川崎の教育を推進しています。

本書が、市民の皆様をはじめ、教育に携わる方々にとって、川崎市の教育行政の現状を理解していただく一助となれば幸いです。

令和7年1月

川崎市教育委員会事務局



目 次

はじめに	1
------	---

I 教育行財政

教育委員会 / 教育委員会の組織	4
教育委員会制度 / 総合教育会議	5
第2次川崎市教育振興基本計画 「かわさき教育プラン」の策定と推進	6
教育予算	7
児童生徒の増加に対応した教育環境の整備	8
学校の適正規模・適正配置の推進	9
安全安心で快適な教育環境の整備	10
人権尊重教育の推進	11
学校支援体制の整備	13
特色ある高等学校教育の推進	16

II 学校教育

学校教育の指針	18
教育委員会研究推進校	20
教科・道徳・特別活動その他の研究会の概要	23
教育の情報化	26
学校体育	26
特別支援教育	27
夢教育21推進事業	28
キャリア在り方生き方教育	29
学校保健・安全	30
学校給食	31
就学等の助成	32
教員採用	34

III 生涯学習

生涯学習の推進	36
文化財の保護・活用	39

IV 教育施設

総合教育センター	44
教育文化会館・市民館・分館	49
図書館・分館・閲覧所	55
日本民家園	58
青少年科学館	59
学校給食センター	60

V 資料

教育委員会議事案件	62
市立学校一覧	67
市立教育施設一覧	71
各学校の開校年度	72
市立小・中学校の推移	75
教育委員会の附属機関等	76
教育委員会所管出資法人	77

I 教育行財政

教育委員会

1 会議開催状況(令和5年度)

定例会	12回	臨時会	5回
議案件数	55件		
請願・陳情	11件		
その他報告	107件		
年間傍聴者	110人		

2 その他

教育機関の視察
各種行事への出席
スクールミーティングの実施
総合教育会議への出席

教育長・教育委員 令和6年4月1日現在



小田嶋 満
教育長



田中 雅文
教育長職務代理人



野村 浩子
委員



芳川 玲子
委員

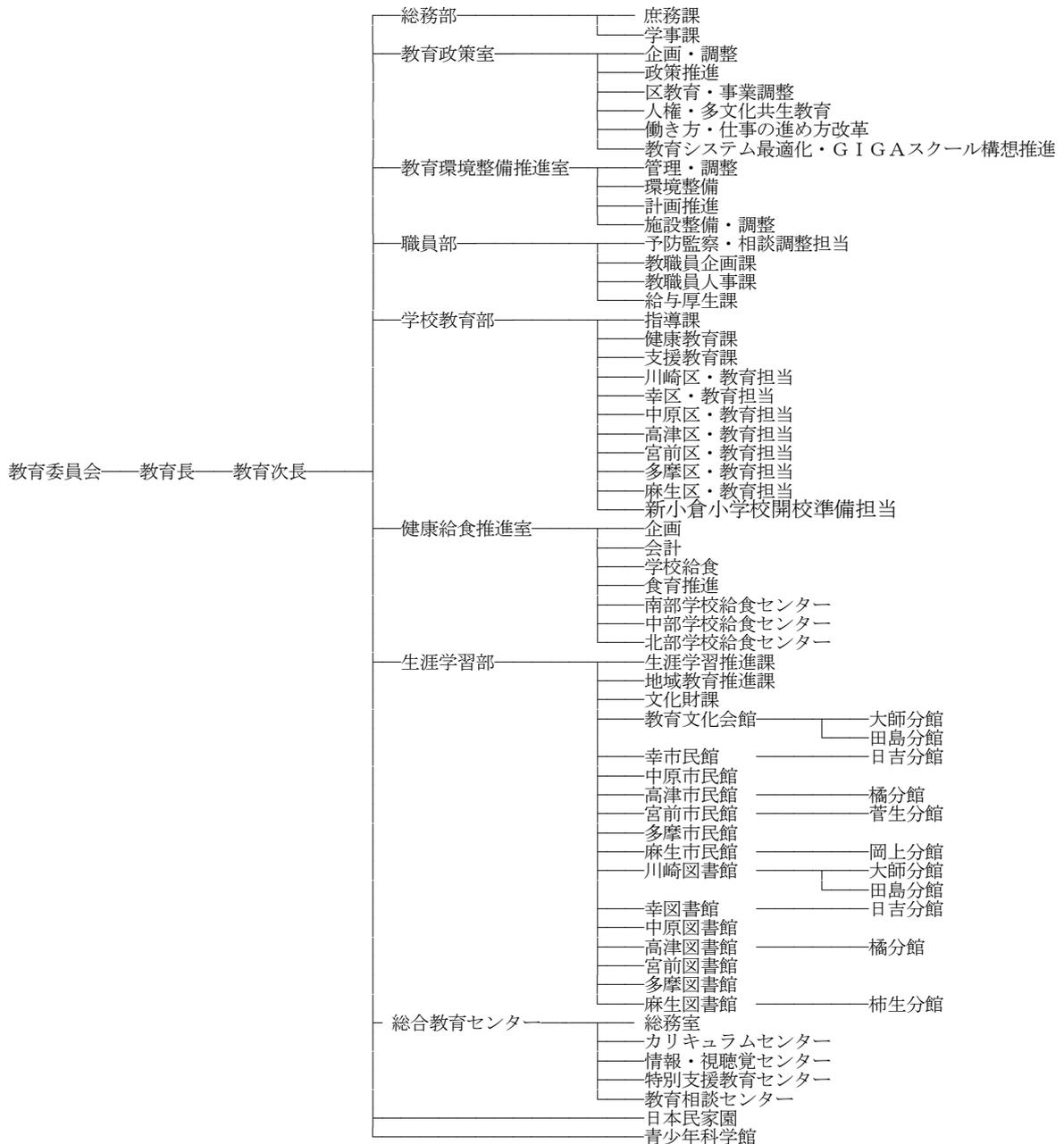


森川 多供子
委員



西井 孝明
委員

教育委員会の組織 (令和6年度)



教育委員会制度

1 教育委員会とは

教育委員会は、学校教育、生涯学習、文化・スポーツの振興などにおいて教育行政を一体的に推進するために、それぞれの地方自治体に設置されている。その性質上、政治的中立を維持すること、行政が安定していること、住民の意向を反映することが求められている。これらに応えるため、市長から独立した行政委員会として、合議制の執行機関として設置されている。

これらの性質を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から、改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）」が施行され、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、教育委員による教育長へのチェック機能の強化などの教育委員会制度改革が行われた。

2 教育長

平成 26 年度まで、市長が教育委員を任命し、構成された教育委員会で、教育委員会の代表者である教育委員長を選任、及び事務局の指揮監督者である教育長を任命していた。

平成 27 年 4 月の法改正により市長が直接教育長を任命することになり、任命責任が明確になった。また、教育長が教育委員会の代表者と事務局の指揮監督者としての役割を担うことで、責任者が教育長であることが明確になり、緊急時でも常勤の教育長が教育委員会会議を招集するタイミングを判断できるようになった。

総合教育会議

1 総合教育会議

平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の規定に基づき、川崎市総合教育会議が、平成 27 年 5 月 30 日に設置された。

同会議は、地方公共団体の長が設置することとされ、教育に関する大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について、首長と教育委員会で協議・調整を行う。

会議の構成員は、首長及び教育委員会（教育長及び教育委員）となっている。

また、会議は、原則、公開となっている。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開となる場合もある。

2 川崎市教育大綱

本市の教育、学術及び文化振興に関する総合的施策について、目標や施策の根本となる方針である。総合教育会議の場で、市長が策定する。策定した大綱の下、市長及び教育委員会が各所管事務を執行していくことになる。

本市では、令和 4 年 3 月 23 日に開催された令和 3 年度第 2 回総合教育会議において、「かわさき教育プラン第 3 期実施計画及び川崎市教育大綱の取扱い」について協議し、「本市における教育振興基本計画である『かわさき教育プラン第 3 期実施計画』をもって、今後 4 年間の本市の教育大綱とする」ことを決定した。

第2次川崎市教育振興基本計画 「かわさき教育プラン」の策定と推進

プランの基本理念

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

プランの基本目標

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

基本政策（第3期実施計画の取組）

基本政策Ⅰ

人間としての在り方生き方の軸をつくる

基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

基本政策Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

基本政策Ⅳ

良好な教育環境を整備する

基本政策Ⅴ

学校の教育力を強化する

基本政策Ⅵ

家庭・地域の教育力を高める

基本政策Ⅶ

いきいきと学び、活動するための環境をつくる

基本政策Ⅷ

文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

1 策定の趣旨

第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」は、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や基本目標などを実現するための計画として策定した、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の約10年間の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるものである。

2 プランの位置付け

教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけるとともに、本市総合計画をはじめ、本プランと関連する計画との整合を図りながら、教育施策を総合的かつ体系的に推進する。

3 対象期間

平成27年度から概ね10年間

4 プランの進捗管理

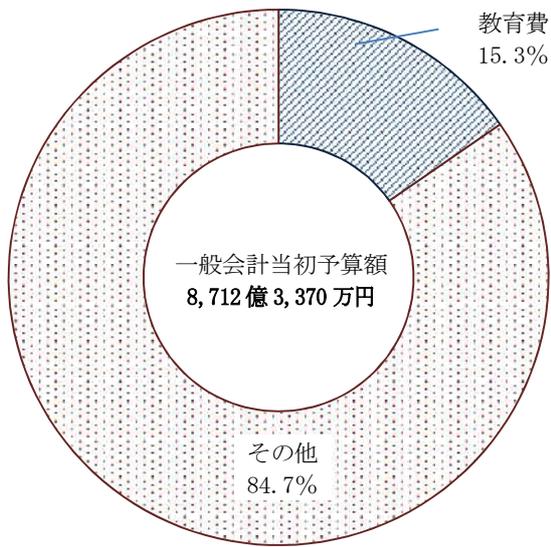
概ね10年間の計画期間全体を通じて実現をめざすものをプランの「基本理念」及び「基本目標」として掲げながら、具体的な取組内容は、「基本政策」、「施策」、「事務事業」の階層で体系的に整理し、概ね4年ごとに見直しを行う「実施計画」とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系としている。

計画の推進にあたっては、基本政策ごとに設定した目標の達成度や施策・事務事業の計画の実行状況を点検し、学識経験者、市民代表、教職員代表からなる川崎市教育改革推進会議から御意見をいただきながら、毎年度評価を行い、評価の結果については、次年度以降の取組内容の見直し・改善に活用する。

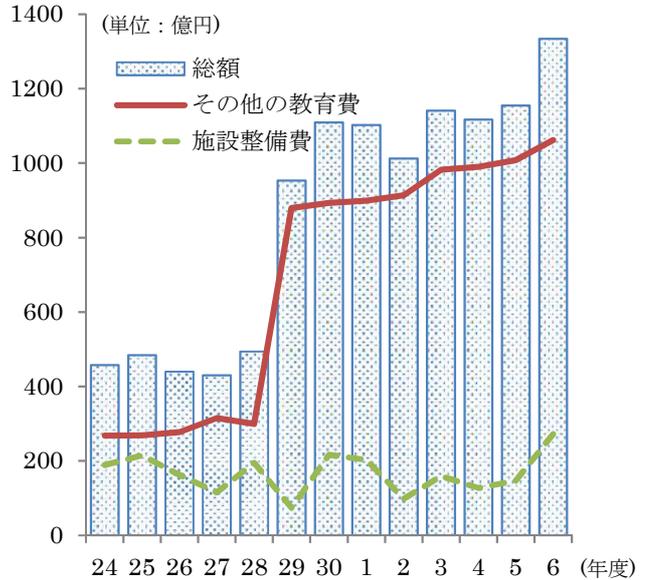
教育予算

令和6年度教育費の当初予算は、1,334億7,762万円となり、前年度と比較して、179億1,112万円の増となっている。これは、主に35人学級への対応等に伴う職員定数の増による職員給与費の増や、新川崎地区学校新設事業、労働会館・教育文化会館再編整備事業の進捗によるものである。

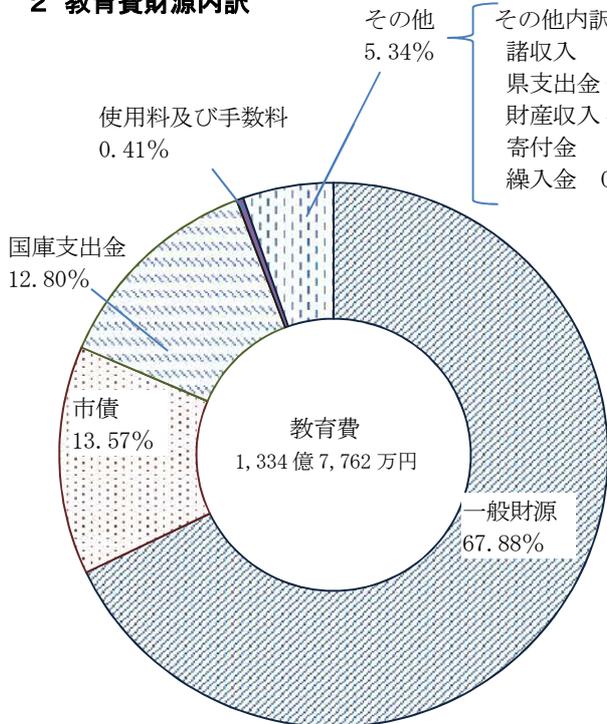
1 川崎市一般会計予算額に占める教育費の割合



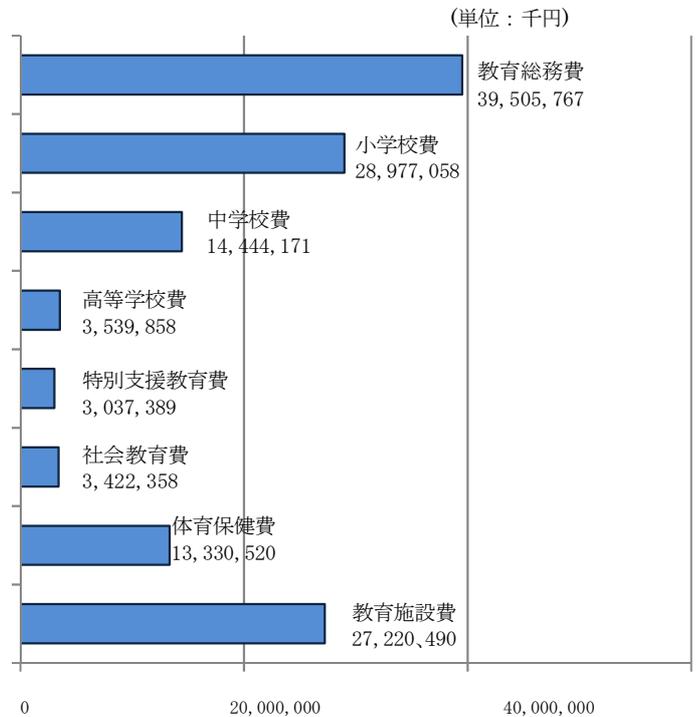
3 教育費の年度別推移



2 教育費財源内訳



4 費目別歳出予算額



*教育費財源内訳の数値は、小数点第3位(その他内訳は第4位)を四捨五入しているため、各数値の計と合計が一致しない場合がある。

児童生徒の増加に対応した教育環境の整備

1 児童生徒増加への対応

本市の一部地域においては、工場跡地や再開発事業などの大規模な住宅開発に伴う人口流入が続いたことにより児童生徒が増加している。こうした児童生徒の増加によって一部の学校では教室不足が生じるなど教育環境への影響が懸念されている。児童生徒の増加に対応し、子どもたちの教育の機会均等と水準の安定的な確保を図り、良好な教育環境を整備推進するため、学校ごとに地域の実情に合わせた取組を進めている。

2 児童生徒増加対応への取組

児童生徒の増加に対応した計画的な学校施設の整備（新設、改築、増築等）及び学区変更の取組を進めている。主な取組は以下のとおり。

【平成 20 年度】

- はるひ野地区の大規模開発に伴う児童生徒の増加へ対応するため、新たにはるひ野小・中学校を設置した。
- 平成 20 年 9 月、児童生徒の増加に対応し、子どもたちの教育の機会均等と水準の安定的な確保を図り、良好な教育環境の整備推進を目的として、副市長、関係局長による「教育環境整備推進会議」を設置し、全庁的な観点から検討を進めた。

【平成 21 年度】

- 平成 21 年 11 月、『児童生徒の増加に対応した教育環境整備の基本的な考え方と当面の対応策』をまとめ、良好な教育環境の整備推進に向けた取組を進めた。
- 平成 21 年 12 月、児童生徒の増加に対応するため、久地小学校、はるひ野小・中学校の隣地を取得し、学校用地の拡張を図った。

【平成 22 年度】

- 平成 22 年 5 月、小杉駅周辺地区の大規模かつ複数の共同住宅の建設による児童の増加に対応するため、日本医科大学と義務教育施設の設置に向け相互に協力する旨の基本合意を締結した。
- 平成 22 年 8 月、子母口小学校について、過大規模校及び学校施設の狭あい解消のため分離新設を検討していくとの対応方針を抜本的に見直し、子母口小学校と東橘中学校とを合築して整備することにより、小中 9 年間にわたる良好な教育環境を確保することとした。
- 犬蔵地区及び万福寺地区において、通学区域の一部変更を行った。

【平成 23 年度】

- 平成 23 年 10 月、日本医科大学と締結した新校設置に関する基本合意に基づき、小学校の新設に向けた取組を推進するため、基本合意の細目にかかる事項について協定を締結した。
- 平成 24 年 1 月、新川崎・鹿島田駅周辺地区における児童の増加へ対応するため、地権者(株式会社ゴールドクレスト)が所有する幸区新小倉地内の土地の一部を取得し、小学校を設置することを予定することについて合意し、基本協定を締結した。

【平成 24 年度】

- 鹿島田地区及び中丸子地区において、通学区域の一部変更を行った。

【平成 25 年度】

- 新川崎地区及び小杉駅周辺地区の小学校新設に向け、基本計画を策定した。

【平成 26 年度】

- 大師河原地区において、通学区域の一部変更を行った。

【平成 27 年度】

- 新川崎地区及び小杉駅周辺地区の小学校新設に向け、開校年度等に係る庁内会議を開催し、設置に向けての取組を推進した。

【令和元年度】

- 小杉駅周辺地区の大規模かつ複数の共同住宅の建設による児童の増加に対応するため、新たに小杉小学校を設置した。

【令和 2 年度】

- 新川崎地区新設小学校開校に向けた土地の取得、基本構想・基本計画の見直しを実施した。

【令和 3 年度】

- 新川崎地区新設小学校開校に向け、基本設計を行った。
- 大師周辺地区等において、通学区域の一部変更を行った。

【令和 4 年度】

- 新川崎地区新設小学校開校に向け、実施設計を行った。
- 塚越地区において、通学区域の一部変更を行った。

【令和 5 年度】

- 新川崎地区新設小学校開校に向け、工事に着手し、通学区域の設定等を行った。
- 下作延地区において、通学区域の一部変更を行った。

学校の適正規模・適正配置の推進

1 適正規模・適正配置の目的

本市では、大規模な住宅開発等により学校の大規模化が進む一方で、地域によって学校の小規模化が進んでいる。学校の小規模化、過大規模化が進行することによって、学校教育本来の機能が十分に発揮できないことが懸念されるため、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を図ることを目的として、市立小学校・中学校の適正な学校規模の確保に向けた取組を行っている。

2 適正規模・適正配置の取組

平成 15 年 8 月に『川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方』、同年 12 月には『川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置へ向けての取り組み』をまとめ、今後も小規模化が継続していく見込みの学校や過大規模校及び今後、過大規模となる見込みの学校を適正規模化への検討が必要な対象校と位置づけるとともに、早急な対応を要する小規模校及び過大規模校については、行政区を単位とした検討委員会を設置して地域の実情に即しながら具体的な方策を検討し実施してきた。

(1) 川崎区

児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んできた桜本小学校、東桜本小学校、桜本中学校については、平成 20 年 11 月の桜本小学校・東桜本小学校・桜本中学校検討委員会の検討結果の報告を踏まえ、「桜本小学校と東桜本小学校を平成 22 年度に統合すること」「桜本中学校は推移を見守ること」との方針を決定した。

【平成 22 年度】 桜本小学校と東桜本小学校が統合し、さくら小学校が開校した。

(2) 幸区

早急に対応が必要な小規模校として位置づけられた河原町小学校については、平成 17 年 7 月の幸区検討委員会の検討結果の報告を踏まえ、「平成 18 年 4 月に河原町小学校を御幸小学校に統合すること」との方針を決定した。

【平成 18 年度】 河原町小学校を御幸小学校に統合した。

(3) 中原区

早急に対応が必要な小規模校として位置づけられた下河原小学校については、平成 18 年 7 月の中原区検討委員会の検討結果の報告を踏まえ、「下河原小学校は児童数の推移を見守ること」との方針を決定した。

(4) 高津区

早急に対応が必要な学校と位置づけられた子母口小学校においては、平成 18 年 3 月の高津区検討委員会の検討結果の報告を踏まえ、「子母口小学校は、通学区の見直しによる過大規模解消は困難であるため、用地の確保や財政面等の課題を認識しつつも、学校を新設する必要があること」との方針を決定した。

【平成 22 年度】 子母口小学校について、過大規模校及び学校施設の狭あい解消のため分離新設を検討していくとの対応方針を抜本的に見直し、子母口小学校と東橋中学校とを合築により整備することにより、小中 9 年間にわたる良好な教育環境を確保することとした。

(5) 宮前区

早急に対応が必要な過大規模校と位置づけられた富士見台小学校、鷺沼小学校、宮崎小学校については、土橋小学校の開校により過大規模の解消が期待されたが、過大規模が続く見込みの宮崎小学校においては、平成 18 年 3 月の宮前区検討委員会の検討結果の報告を踏まえ、「通学区を隣接校と調整すること」との方針を決定した。また、野川小学校の過大規模化回避については、その後に児童数が減少に転ずる予測もあったことから今後の児童数の推移を注視することとなった。

【平成 20 年度】 宮崎小学校について、学区内の一部において隣接する梶ヶ谷小学校への弾力的な就学を可能とする調整を行った。

(6) 麻生区

早急に対応が必要な小規模校として位置づけられた、白山小学校・白山中学校・王禅寺中学校については、平成 18 年 10 月の麻生区検討委員会の検討結果の報告を踏まえ、「白山小学校と王禅寺小学校を平成 21 年度に統合すること」「白山中学校と王禅寺中学校を平成 20 年度に統合すること」といった方針を決定した。早急に対応が必要とされた虹ヶ丘小学校については、検討委員会からの検討結果を踏まえ「当分の間、推移を見守る。近隣校との連携と地域協力体制の強化により存続する」との方針を決定した。

【平成 20 年度】 白山中学校と王禅寺中学校が統合し、王禅寺中央中学校が開校した。

【平成 21 年度】 白山小学校と王禅寺小学校が統合し、王禅寺中央小学校が開校した。

安全安心で快適な教育環境の整備

より多くの学校施設の教育環境を、早期かつ効率的に改善するため、「学校施設長期保全計画」に基づく改修による学校施設の再生整備及び予防保全を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、教育環境の質的な改善と環境対策を併せて推進している。また、再生整備等と併せて、利用者のニーズが高い、バリアフリー化を進めるためのエレベータ整備を計画的に実施している。

1 学校施設長期保全計画推進事業

本事業では、学校施設の老朽化対策、教育環境の質的改善、環境対策を合わせて実施する再生整備と、不具合を未然に防止する予防保全型の維持補修によって、長寿命化を推進している。

【令和5年度実績】

築年数31年以上の校舎再生整備30校

- ・工事完了
 - 〔小学校〕 東大島、中原、久地
 - 〔中学校〕 西生田
- ・設計中、工事中
 - 〔小学校〕 向、白幡台、下小田中
宮崎、三田、南百合丘
 - 〔中学校〕 臨港、向丘
- ・設計中
 - 〔小学校〕 新町、川崎、東住吉、梶ヶ谷、
南野川、有馬、犬蔵、富士見台、
宮崎台、宿河原、生田、長沢、
千代ヶ丘、虹ヶ丘
 - 〔中学校〕 南大師、有馬、菅生、南生田

築年数31年以上の体育館再生整備12校

- ・工事完了
 - 〔小学校〕 幸町、下布田
 - 〔中学校〕 王禅寺中央
- ・設計完了
 - 〔小学校〕 西野川、宮前平、長尾、真福寺
- ・設計中
 - 〔小学校〕 下作延、栗木台
 - 〔中学校〕 御幸、野川、枅形

築年数21～30年の校舎再生整備8校

- ・工事完了
 - 〔小学校〕 東小倉
 - 〔中学校〕 高津、金程

- ・工事中
 - 〔高等学校〕 川崎総合科学
- ・設計完了
 - 〔小学校〕 下平間、岡上
 - 〔中学校〕 平
 - 〔高等学校〕 幸高

築年数21～30年の体育館再生整備9校

- ・設計完了
 - 〔小学校〕 藤崎、東小田、南河原、
古川、南原、稗原
 - 〔中学校〕 京町、中原、金程

築年数20年以下の校舎予防保全4校

- ・設計完了
 - 〔小学校〕 末長、向丘
 - 〔中学校〕 平間、今井

築年数20年以下の体育館校舎予防保全2校

- ・設計完了
 - 〔小学校〕 子母口
 - 〔中学校〕 東橋
- ※子母口小学校及び東橋中学校は合築校

2 学校施設環境改善事業

教育環境の向上を目指し、エレベータ整備によるバリアフリー化、校庭の一部を芝生等にするエコスクール化を進めている。また、地域の防災力の向上のために、非構造部材の耐震化として、体育館の窓ガラスを強化ガラスへ交換するなど、学校施設の防災機能の向上に向けた取組や環境対策として照明設備のLED化を推進している。

- ・学校トイレの環境整備(令和4年度に175校
全校完了)

【令和5年度実績】

- ・学校エレベータ整備(2校)(全175校中、171
校完了)
- ・体育館窓ガラス改修工事(16校設計)
- ・照明設備のLED化(9校)

3 学校施設維持管理事業

学校施設・設備の保守・点検、維持管理及び補修などを計画的に実施するとともに、緊急時における対応を施設・設備の現況に応じて実施している。

人権尊重教育の推進

人権尊重教育は、川崎市の教育の根幹をなす重要な柱である。本市では、「同和教育に関する基本的な考え方」（昭和 57 年制定）や「川崎市外国人教育基本方針」（昭和 61 年制定、平成 10 年改定）、「川崎市人権施策推進基本計画」（平成 19 年策定、令和 4 年改訂）等をもとに、教育活動を通して、いかなる差別や偏見も許さず、違いを認め互いに尊重しあう意識や態度の育成を図ってきた。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」（平成 12 年制定）に基づき、権利学習の充実を図るとともに、子どもの権利の保障に向けた様々な施策に取り組んできた。さらに、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（令和元年制定）に基づき、人権課題の解決に向けて、学校教育における人権尊重教育を一層推進するための取組を進めている。

1 人権尊重教育の推進体制

教育委員会では、昭和 58 年度から総務部に同和・人権教育担当を設置し、平成 10 年度には人権・共生教育担当に改編し、学校教育と社会教育が連携を図りつつ、すべての人々が互いに人権を尊重し合い、共に生きる地域社会づくりを目指した教育活動を推進してきた。さらに、令和 2 年度の組織改編により、教育政策室人権・多文化共生教育担当として、外国につながるのある児童生徒への支援も含め、人権尊重教育の更なる推進を図っている。

学校教育では、小学校長会、中学校長会に人権教育に係る専門委員会等が設置されるとともに、各学校の校内組織に人権尊重教育担当者を置き、人権教育推進委員会等を中心に人権尊重教育について自主的な活動が行われている。

また、社会教育では、映画フィルムや図書資料等による同和・人権啓発活動に加え、昭和 60 年度から「平和教育学級」「人権尊重学級」が各市民館で開設され（後に「平和・人権尊重学級」として統合）、また平成 2 年の国際識字年を契機として「識字（日本語）学級」が開設されるなど、各社会教育機関において市民の参画を得ながら人権学習活動に取り組んでいる。

これらの人権尊重教育活動を総合的に推進するため、平成 6 年度から教育委員会を事務局とする「川崎市人権尊重教育推進会議」を設置し現在に至っている。

2 学校教育における人権尊重教育

教職員の研修を通して、人権尊重教育、多文化共生教育、子どもの権利などについて指導者としての理解と認識を深めるとともに、児童生徒の発達段階に応じて教科・領域その他あらゆる教育活動の中で人権尊重教育の取組がなされるよう、条件整備に努めている。

(1) 人権尊重教育の推進

○教職員研修（人権研修）の充実

ライフステージに応じた教職員の研修、学校用務員、学校給食調理員、事務職員、PTA等の研修を行うほか、各学校の人権担当者を対象として人権尊重教育推進担当者研修を年 4 回実施し、各学校の実践や情報交換及び外部講師の講演を取り入れた研修を行っている。

○校内人権尊重教育支援

○人権尊重教育実践研究の推進

人権尊重教育を全市へ広げていくために実践推進校及び研究推進校として、現在計 5 校が研究を進めている。実践推進校及び研究推進校の授業を全市に向けて公開するなど、研究の成果が広がるように発信している。

・実践推進校〔令和 4 年度 さくら小、桜本中〕

多文化共生教育の具現化に向け、実践推進校として人権尊重教育の日常化・定着化を目指す実践研究を毎年継続して行っている。

・研究推進校

それぞれの学校の実態に合わせた自主的な研究を進め、研究の成果を全市に広めている。

令和 4、5 年度 西御幸小、王禅寺中央中（人権尊重教育）、川崎中（多文化共生教育）

○学習資料『はたらくひとびと』の作成

職業に関わる差別意識や偏見を子どもたちが持たないようにするため、身近なところで働く人々の存在や、それぞれの仕事の意義・大切さ等を学ぶ学習資料を作成し、平成 11 年から小学校 1 年生と教職員に配布し、各教科等で活用している。また、併せて活用検討委員会を設置し、効果的な学習のあり方や活用方法を検討している。

○「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」をもとにした指導の推進

市民文化局による条例のリーフレット作成に協力し、学校に配布するとともに、指導資料を作成して、条例制定を契機とした人権尊重教育のより一層の充実を推進した。

○人権に関する啓発

・人権ポスターの募集・展示

（入賞作品による人権カレンダー作成）

・中学生人権作文の募集

（法務局、人権擁護委員協議会の協力による）

○人権教育移動教室の実施

(2) 多文化共生教育の推進

平成 10 年 4 月に改定した「川崎市外国人教育基本方針～多文化共生の社会をめざして～」で、多文化共生をめざす教育を掲げ、日本人と外国人の双方の豊かさを育み、相互の違いが豊かさとして響き合う人間関係や社会をつくりだしていくこと

を目指している。

○外国につながる児童生徒に関する各種調査

○「多文化共生ふれあい事業」の実施

日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育むことをねらいとし、地域の外国人等が母国の文化を児童生徒に伝える事業で、平成9年度から実施している。毎年2月頃には、交流会を開催して、実践事例の紹介や情報交換も行っている。

○外国人保護者向け啓発資料の作成

就学時の手続きや相談窓口の紹介、市が取り組んでいる多文化共生教育について、日本語を含む9か国語でハンドブックを作成し、外国人保護者に配布している。

○「外国人教育推進連絡会議」の開催

学校、市民館、市民ボランティア、外国人市民等、多文化共生教育の関係者が情報交換と地域における連携の深化をめざして、平成12年度から開催している。

(3) 子どもの権利に関する施策の推進

子ども参加、市民参加でつくった「川崎市子どもの権利に関する条例」(平成12年制定)の施行を踏まえ、権利学習の充実を図り、子どもの権利の保障に向けた諸施策の取組を進めている。

○権利学習資料等の作成・配布

・児童生徒向け「川崎市子どもの権利に関する条例」パンフレット(こども未来局と連携)

・児童生徒向け相談カード

・子どもの権利学習資料

(小1・小5・中1・全教職員)

○子どもの権利学習(CAPプログラム※・性の多様性プログラム)派遣事業の実施

学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されることをねらいとした「子どもの権利学習(CAPプログラム・性の多様性プログラム)派遣事業」を実施している。

CAPプログラムでは、子どもが暴力や権利侵害から自分の身を守る方法を身につける参加型学習(ワークショップ)を行う講師を、性の多様性プログラムでは自分自身や他者の多様性を尊重する大切さを考えられるような性的マイノリティの当事者を講師として学校に派遣している。

(※)CAPはChild Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の略

3 社会教育における人権尊重教育

あらゆる人々の人権が尊重される社会をめざして、社会教育における人権尊重教育の推進を図る。

(1) 人権尊重教育については、学習・啓発活動と指導者研修に重点を置き、社会教育施設の条件整備や職員の資質の向上に努めている。

○学習・啓発活動

・総合教育センターでの人権尊重教育関係啓発

映画フィルム・ビデオ等の購入と貸出し

・図書館資料の閲覧・貸出し

・教育文化会館・市民館での平和・人権・男女平等推進学習の実施

○社会教育職員研修「人権研修」

社会教育職員への人権啓発・研修の実施

(2) 外国人市民に対する日本語学習支援事業・日本人の異文化理解を深める施策の実施

川崎市外国人教育基本方針に則り、地域で共に生きる多文化共生社会の実現をめざす。

○識字学習活動

教育文化会館、市民館6館、ふれあい館

○識字ボランティア研修

教育文化会館、市民館6館、ふれあい館

○ふれあい館との連携

在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人と日本人との交流を深めるため「ふれあい館」においてふれあい館社会教育事業を実施している。

識字学級、多文化交流学級、家庭教育学級、世代間交流学級、母国語学級、ハングル基礎講座、民族文化講座、人権尊重学級、ボランティア養成講座、その他講演会等

○地域日本語教育振興事業

識字ボランティアや学識者、関係機関・行政の連携のもとに、外国人市民の日本語学習支援等のあり方を探る。

地域日本語教育推進連絡調整会議 年2回

地域日本語連絡会 月1回程度

地域日本語ネットワークのつどい 年1回(令和5年度は「川崎市における外国人をとりまく環境について」をテーマにした講演と、グループディスカッションを実施した。)

(3) 障がい者の社会参加支援とボランティアの人権意識の向上を目指した事業の実施

○障がい者社会参加学習活動(令和6年度は障害者社会参加学習活動)

教育文化会館、市民館6館 5月～3月

○障がい者ボランティア研修(令和6年度は障害者ボランティア研修)

生涯学習推進課 年1回

(4) 男女共同参画に関わる事業の実施

○平和・人権・男女平等推進学習

教育文化会館、市民館6館

○市民館保育活動等

教育文化会館、市民館6館、分館6館

(5) いじめや不登校、児童虐待など子どもの人権に関する課題に配慮した事業の実施

○家庭・地域教育学級

教育文化会館、市民館6館、分館6館

○PTA家庭教育学級等

教育文化会館、市民館6館

学校支援体制の整備

1 区・教育担当の設置等

計画的な学校訪問を通して日常的に学校の状況を把握し、学校事故等が発生した際の緊急対応や保護者・市民からの教育相談対応、各種校長会との連携等がより円滑となるよう区担当制を構築し、各区役所に配置することにより、更にきめ細やかな学校支援を行うと同時に、0～18歳の包括的な支援を行うため、教育行政と一般行政（福祉・衛生・まちづくり等）が連携・協力して様々な課題解決に取り組んでいる。

【平成16年度】

- ・指導課主幹・指導主事と学校との関わり方を、それまでの校種・教科を軸としたものから、ブロック（川崎、幸・中原、高津・宮前、多摩・麻生）を中心とした体制に改編。（各ブロックに主幹1～2名と指導主事4～5名を配置）

【平成17年度】

- ・指導課内に、区学校運営支援担当を設け、各区に主幹と指導主事を1名ずつ、全市に学校経営アドバイザーを2名（南北各1名）配置。（主幹は区役所子ども総合支援担当主幹を併任）

【平成18年度】

- ・区担当の職場を指導課（明治安田生命ビル）から各区の市民館（川崎区は教育文化会館）に移動。より機動的で迅速な対応を可能とする。併せて全市に学校・地域教育推進担当参事を3名配置

【平成20年度】

- ・区・教育担当を指導課から独立し、各区5名体制（主幹（現在の担当課長）1、指導主事2、主査（現在の担当係長）1、学校運営推進員1）を確立。あわせて事務所（川崎区を除く）を市民館から区役所子ども支援室（=新設）内に移動。一般行政と連携した包括的な子ども支援をよりいっそう推進する。

【平成21年度】

- ・総合教育センターに3名配置されていたスクールソーシャルワーカー（SSW）を1名増員し、区・教育担当（川崎、中原、高津、多摩）のもとに配置。社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒のおかれた環境に様々な方法で働きかけを行い、教育相談機能をよりいっそう充実する。

【平成22年度】

- ・区・学校支援センターを前年度の3区（川崎、中原、多摩）から拡大し、全区の子ども支援室内に設置。地域における教育人材と学校を橋渡

しするコーディネーターとしての役割を果たす。

【平成23年度】

- ・川崎区・教育担当の職場を川崎市教育文化会館から川崎区役所へ移動
- ・SSWを1名増員し、麻生区・教育担当に配置

【平成24年度】

- ・SSWを1名増員し、幸区・教育担当に配置

【平成25年度】

- ・SSWを1名増員し、宮前区・教育担当に配置
全区1名配置が完了。

【平成27年度】

- ・川崎区・教育担当に指導主事・SSW各1名を増員

【平成28年度】

- ・区役所の機構改革（こども支援室と保健福祉センター地域保健福祉課の再編統合）に伴い、地域みまもり支援センター（=新設）内に区・教育担当が移動。一般行政と連携した包括的な子ども支援を引き続き推進する。

【平成29年度】

- ・小学校に児童支援コーディネーターが全校配置。児童生徒指導連絡会議等の運営の中で、各校の取組について協議や情報共有を行うことで、各校の児童支援活動をよりいっそう推進する。

【令和元年度】

- ・指導課内に〔法律相談弁護士〕及び〔児童生徒指導専門調整員〕を1名ずつ配置

【令和4年度】

- ・SSWを3名増員し、幸区・中原区・高津区の各教育担当に配置
- ・校内の支援体制の中核を担う担当を「支援教育コーディネーター」という名称に統一し、支援教育コーディネーター連絡会議や児童生徒指導連絡会議での学校間や校種間等の連携強化を推進する。

【令和5年度】

- ・SSWを1名増員し、宮前区・教育担当に配置

2 総合教育センターの再編

総合教育センター指導主事の役割として、従来の研修・研究の推進に加えて教科等に関する指導を充実し積極的な学校支援を行うことを明確にしている。

【平成17年度】

- ・総合教育センターの組織を見直し、それまでの〔総務室、教科教育研究室、教育課題研究室、情報教育研究室、生涯学習研究室、障害児教育研究

室、教育相談センター、幼児教育センター、塚越相談室}を{総務室、カリキュラムセンター、情報・視聴覚センター、特別支援教育センター、教育相談センター、幼児教育センター、塚越相談室}に改編

- ・あわせて、指導課が行っていた業務の一部を移管。指導課指導主事の教科担当を外し、カリキュラムセンターにすべての教科・領域等の担当指導主事を配置。(指導課による従前の学校訪問は廃止)
- ・第2・第4土曜日(長期休業中を除く)の開所を開始

【平成21年度】

- ・適応指導教室をそれまでの市内3か所(ゆうゆう広場さいわい・ゆうゆう広場たま・ゆうゆう広場あさお)から拡充し、ゆうゆう広場みゆきを増設。心理的な理由で学校に行かれない小・中学生の自主性の育成や人間関係の適正化を図り、学校への復帰につながる取組を充実する。

【平成22年度】

- ・公立幼稚園の廃園に伴い、幼児教育センターの機能および業務の一部を市長部局(こども本部=現こども未来局)に移管
- ・西中原中学校敷地内に、ゆうゆう広場なかはらを開設

【平成23年度】

- ・それまでの「教育情報サロン」を模様替えし、「かわさきT's(ティチャーズ)・スクエア」と名前を変えてオープン。市内の教員にとって「資料収集・提供の場」「授業づくりの場」「教員同士のつながりの場」「各研究(部)会との交流の場」となるような『学びのネットワークの場』の構築を目指す。

【平成24年度】

- ・高津小学校敷地内(幼児教育センター跡)に、ゆうゆう広場たかつを開設し、市内6か所の適応指導教室の整備が完了

【平成26年度】

- ・校務支援システムが本格稼働
- ・「インターネット相談窓口」が教育改革推進担当より移管

【令和3年度】

- ・「かわさきGIGAスクール構想」の推進のため、総合教育センターに兼務の担当部長(教育政策室本務)及び情報・視聴覚センター内にGIGAスクール推進担当を設置

【令和4年度】

- ・全市立中学校・高等学校にスクールカウンセラーを配置完了

- ・学校巡回カウンセラーを15名に増員し、小学校への月2回の定期派遣を開始。

【令和5年度】

- ・特別支援学校へも学校巡回カウンセラーを月2回程度定期派遣開始
- ・GIGAスクール推進担当を教育システム最適化・GIGAスクール構想推進担当とGIGAスクール構想推進担当に名称変更

3 教育政策室(旧教育改革推進担当)の設置

いじめ、不登校への対応や、地域に開かれた学校づくり、国の新たな施策の反映など、学校教育にかかる今日的課題に対応するために平成20年度に教育委員会事務局総務部に設置した教育改革推進担当を令和2年度に教育政策室に再構成し、関係部署と連携を強化しながら学校支援に当たっている。

【平成20年度】

- ・深刻化、多様化するいじめの未然防止、登校支援対策等を推進する〔共生・共育〕担当、各区教育担当の総括、調整等を担当する〔区教育・調整〕担当、市立高等学校改革の推進等を担当する〔高校改革〕担当を新設し、それぞれに主幹(現在の担当課長)1名、指導主事1名を配置
- ・参事(現在の担当部長)1名が教育改革推進担当を統括するとともに、〔調整〕及び〔学校教育〕の業務を、企画課及び指導課の主幹、主査(現在の担当係長)、指導主事等が兼務
- ・9月にネットいじめやインターネットトラブルで困っている子どもや保護者からの相談、学校への支援を目的として、〔共生・共育〕担当のもとに「インターネット相談窓口」を開設

【平成22年度】

- ・子どもたちがよりよい人間関係をはぐくんでいくための「かわさき共生*共育プログラム」を全市立学校に導入
- ・〔高校改革〕担当の指導主事を1名増員
- ・〔区教育・調整〕担当の担当課長と指導主事が、指導課の〔教育改革推進〕業務を兼務

【平成23年度】

- ・〔区教育・調整〕担当および〔高校改革〕担当の担当課長と指導主事が、指導課の同業務を兼務

【平成24年度】

- ・〔中高一貫教育校開設準備〕担当を新設し、担当課長1名、担当係長1名を配置

【平成26年度】

- ・市立川崎高等学校附属中学校開校に伴い〔中高一貫教育校開設準備〕担当を廃止
- ・〔高校改革〕担当の指導主事を1名減員
- ・キャリア在り方生き方教育推進のため〔共生・

共育] 担当に指導主事を1名増員

- ・[区教育・調整] 担当の指導主事を廃し、代わりに事務担当を配置。[区教育・調整] 担当業務に加え、教育改革推進担当全体の事務や、区・教育担当事務の統括・調整を司る。
- ・「インターネット相談窓口」を総合教育センター T's スクエアに移管

【平成27年度】

- ・教育改革推進担当の〔調整〕・〔学校教育〕および指導課の〔区教育・調整〕・〔高校改革〕の業務を廃し、教育改革推進担当および企画課、指導課の担当課長、担当係長、指導主事等の兼務を解消

【平成29年度】

- ・〔高校改革〕担当を廃止

【平成30年度】

- ・〔働き方・仕事の進め方改革〕担当を新設し、担当課長1名、担当係長1名を配置
- ・[区教育・調整] 担当の事務担当を廃し、代わりに指導主事を配置

【令和2年度】

- ・教育改革推進担当を廃し、教育政策室を設置し、〔企画〕〔調整〕〔政策推進〕〔区教育・事業調整〕〔人権・多文化共生教育〕〔働き方・仕事の進め方改革〕〔GIGAスクール構想推進（情報・視聴覚センターと兼務）〕〔高校改革（指導課と兼務）〕に再構成

【令和5年度】

- ・〔GIGAスクール構想推進（情報・視聴覚センターと兼務）〕担当を〔教育システム最適化・GIGAスクール構想推進（情報・視聴覚センターと兼務）〕担当に名称変更

4 支援教育課の設置

特別支援教育の更なる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進するため、令和4年度から新たに学校教育部に支援教育課を設置した。

特色ある高等学校教育の推進

グローバル化、情報化などの社会状況の変化に伴い、生徒の能力や適性、興味、関心、進路希望等が一層多様化している。本市では、市立高等学校の生徒一人ひとりが、変化の激しい社会においてたくましく生き抜くことに必要な「生きる力」を身につけることをめざし、中高一貫教育の推進をはじめ、各校の特色を活かした多様な学習ニーズに対応する教育活動を推進し、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進している。

1 魅力ある高校教育の推進事業

平成19年7月に策定された、「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある教育課程を編成し、特色ある学校づくりを一層推進するとともに、平成30年度に「第1次計画」の検証・評価を実施し、令和2年2月に、「第2次計画」を策定した。現在、第2次計画の推進を行っている。

【令和5年度実績】

- 市立高等学校定時制生徒自立支援事業として、高等学校定時制4校全てにおいて居場所カフェを展開し、様々な課題を持つ生徒の自立に向けて、学校と生徒に関する情報交換を行いながら、卒業後の進路に向けたキャリアサポート等を行うとともに、学校内における生徒の居場所づくり、相談への対応、学習支援等を行った。
- 川崎高等学校定時制では、在県外国人等特別募集を行い、生徒の日本語支援及び個に応じた学習支援を行えるよう、取り出し授業や学校設定科目を含む教育課程の編成を支援した。

2 中高一貫教育推進事業

特色ある魅力的な学校づくりの推進及び教育内容の改善・充実をめざして、平成26年4月に中高一貫教育校である川崎高等学校附属中学校が開校した。総合的な学習の時間における特色ある取組や、ICTを活用した学習活動を推進するなど、6年間の体系的・継続的な教育活動を展開している。

【令和5年度実績】

- 川崎高等学校では、附属中学校の五期生までが高校卒業を迎え、それぞれ希望の進路先へと進んでいった。第2次計画により、令和3年度入学生から普通科における入学者の募集を停止したことに伴い、中高の円滑な接続に向けた取組を図るための取組や、中高一貫教育校としての教育課程の編成を支援した。
- 附属中学校における総合的な学習の時間で身につけた知識や技術を、川崎高等学校においてさらに深め、発展させることを目的に計画していた横浜国立大学との連携は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年度に続き中止となったが、再開に向けて調整中である。
- グローバルコミュニケーション力を育むことを目的とした海外研修は新型コロナウイルス感染症の影響で中止が続き、再開後2度目の実施となった。校内においては年間を通して事前学習を行い、オーストラリアの歴史・文化やホームステイの心得などを学習し、フェアウェルパフォーマンスの検討・練習などを行い、海外研修に臨んだ。



川崎高等学校における海外研修の様子

II 学校教育

学校教育の指針

1 人権尊重教育

- (1) 人権尊重の精神の涵養を目的とした人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置付け、各学校における取組を推進する。
- (2) 自分の良さを認めるとともに、国籍、文化、性別、性的指向、性自認、出身、障害、世代、考え方などの多様性を互いに尊重し合い、一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を築く意識と態度を育成する。
- (3) 「川崎市子どもの権利に関する条例」をもとに、自分の権利を実現し、他者の権利を尊重する力を身につける。

2 学校経営

- (1) 各学校の実態にあった創意工夫ある実践活動に取り組み、学校の活性化を図る。
- (2) 家庭や地域との密接な連携を図り、特色ある教育課程編成を行い、開かれた学校づくりの一層の推進を図る。
- (3) 川崎市学習状況調査、全国学力・学習状況調査のデータを参考に教育内容・方法の改善を図るとともに、教職員の資質向上のための研修の充実に努める。

3 学習指導

子どもが学習内容を自己の在り方・生き方や社会のあり方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む。

4 道徳教育

すべての教育活動を基盤にしながら豊かな体験を通してよりよく生きるための道徳性を養い、生命尊重の精神や豊かな人間性を重点に、望ましい自己形成と人間関係の育成を図る。

5 児童生徒指導

区・教育担当による学校支援や、総合教育センターによる教職員に向けた研修、各種関係機関を交えた会議等を通して、学校における児童生徒指導の充実に努める。

- (1) 教師と子どもとの信頼関係を確立し、子どもたち相互の好ましい人間関係づくりを推進する。また、いじめ・不登校に対する未然防止と早期発見など、適切かつ組織的

に対応する校内体制づくりを支援する。

- (2) 家庭や地域社会、関係機関との密接な連携を図り、問題行動の未然防止と指導に努める。
- (3) 校内における指導体制の確立を推進するとともに、学校の安全確保のための報告・連絡などが速やかに行われ、適切な指導がゆきとどくよう学校支援体制の充実に努める。

6 特別支援教育

共生社会の形成をめざし、発達障害を含めた障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して適切な指導及び支援を行い、すべての学校において特別支援教育のさらなる充実に努めるとともに、障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進する。また、支援教育の推進に向けて、できる限り障害のある者と障害のない者が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進める。

7 健康・安全教育

- (1) 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成や体力の向上を図り、明るく豊かで活力のある生活を営む態度を育てる。
- (2) 地域や学校の実態に即し、学校の教育活動全体を通して健康・安全についての指導を積極的に推進する。

8 平和教育

人権の尊重と協調の精神を養い、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育成する。各学校や地域の実態、児童生徒の発達の段階に応じて、各教科等の指導を中心に、教育活動全体で育成をめざす。

9 男女平等教育の推進

- (1) 性別に関わりなく、一人の人間として自立することの大切さを指導する。
- (2) 相互の人格を尊重して、共に生きる人間性豊かな社会をめざそうとする態度を育成する。

10 性に関する教育

学校全体で共通理解を図り、発達の段階を踏まえ、体育科、保健体育科を中心に関連する教

科、特別活動等において、子どもたちの心身の調和的発達を重視しながら、性に関して正しく理解できるようにする。

11 国際理解教育の推進

国際化の進展に対応し、国際理解教育の必要性を認識するとともに、各教科等の指導を通して、国際人としての実践的態度の育成を図る。

12 海外帰国・外国人児童生徒教育の推進

外国につながるのある児童生徒に対する日本語指導や学習支援等の充実を図るなど、ニーズに応じた支援を推進する。

13 福祉教育の推進

人権尊重の精神を基盤として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学び、思いやりの心、社会奉仕の精神など、福祉社会を創造していく態度を育成するために、各学校では総合的な学習の時間をはじめ、学校教育全体で取り組んでいく。

14 消費者教育の推進

体験的・問題解決的な学習を通して、身近な消費生活に関心をもち、これからの社会を展望して様々な場面で意思決定できる能力や、消費者として適切な行動をとろうとする態度を育成するため、各学校において社会科、家庭科（小学校・高等学校）、技術・家庭科（中学校）をはじめ、学校教育全体で取り組んでいく。

15 情報教育の推進

情報や情報技術を主体的に選択し活用できるよう情報活用能力を育成するとともに、児童生徒の情報活用能力の育成や教員のICT活用指導力の向上を図る。

16 環境教育の推進

環境や環境問題について関心をもち、持続可能な社会の構築をめざして、環境についての知識をもち、環境への責任ある行動をとることができる態度を育成するため、各学校において総合的な学習の時間をはじめ、学校教育全体で取り組んでいく。

17 かわさき共生*共育プログラムの推進

社会性や豊かな人間関係を育み、いじめ・不登校の未然防止等をねらいとして、年間標準6時間の「エクササイズ」にSOSの出し方・受け止め方教育の1時間を加え、全校で実施した。また、「効果測定」で児童生徒理解や学級集団の把握に努めている。14年目を迎え、令和5年

度は研究協力校19校を設置し、研修や情報交換会を通じて各校の取組を支援し、その成果等を全市立学校へ報告した。

18 小中連携教育の推進

小中9年間の学びの系統性を確保し、小学校から中学校への接続を円滑にするために、すべての中学校区で、小中の情報交換や交流を実施する。

19 読書のまち・かわさき推進事業

読書活動を通じて子どもの豊かな人間性・社会性を育成するとともに、家庭・地域・学校が一体となった読書活動のあり方を研究し、子どもたちの豊かな心及び自ら学ぶ力を育む。その取組の一環として、本市の総括学校司書を各区に3名配置し、学校図書館についての巡回指導・支援を行っている。平成27年度からはモデルとして小学校各区1校に学校司書1名の配置を始めた。3年間の検証結果を受け、平成30年度には計28校で本格的に取組を実施した。令和元年から毎年、配置校を増やし、令和6年度は、学校司書を全小学校へ配置する予定。

また、毎年度、川崎フロンターレと本を読む事業の実施や有識者会議・読書推進イベントの開催、各種刊行物の発行、学校図書館ボランティア向けの研修会等を実施している。



「かわさき読書の日のつどい」での読書活動優秀賞表彰式



フロンターレと人形劇団ひとみ座による読書に関する人形

教育委員会研究推進校

本市の教育の発展に向けて、各学校が児童生徒や学校、地域等の実態に応じて創意工夫を生かした特色ある教育を展開する中で、各教科等及び教育課程実施上の諸課題等について研究し、その成果を本市の学校教育の充実・発展に資するよう取り組んでいる。令和5年度の研究主題は次のとおりである。

1 研究推進校

令和4・5年度 小学校

校種別	研究・教科等	学 校 名	研 究 主 題
小 学 校	国 語	幸町小学校	自ら考え 行動できる子の育成 ～お互いに相手を意識した言語活動を大切に～
小 学 校	社 会	菅生小学校	よく考え 伝え合い みんなで学ぶ菅生っ子 ～社会とすすんで関わる子を育てる授業づくり～
小 学 校	生活・総合的な学習の時間	小倉小学校	学ぶ楽しさを知り、本気で取り組む子 ～自ら考え、協働して解決し、学ぶ子どもを育てる指導の工夫～
小 学 校	体 育	西梶ヶ谷小学校	自分のめあてをもち、夢中になって運動を楽しむ子 ～やってみよう！こうしてみよう！それすごい！またやりたい！～
小 学 校	教育課題	東住吉小学校	なるほど！ もっと知りたい！ やってみたい！ ～誰ひとり取り残さない TSK を目指して～

令和4・5年度 中学校

校種別	研究・教科等	学 校 名	研 究 主 題
中 学 校	国 語	川崎高等学校附属中学校	「主体的・対話的で深い学び」を実現する国語科授業の創造 ～学びのユニバーサルデザイン (UDL) を視点として～
中 学 校	社 会	塚越中学校	主体的に学び、わかる授業づくり
中 学 校	数 学	南河原中学校	数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考える生徒の育成
中 学 校	理 科	白鳥中学校	探究的な活動を通して科学に感動する心を育む理科教育
中 学 校	音 楽	大師中学校	自ら音楽を味わい、学びにつなげよう ～主体的に取り組む音楽科の学習を通して～
中 学 校	美 術	玉川中学校	自分の見方や感じ方を深め、豊かな心を育む生徒の育成を目指して ～自己を見つめ、他者と関わる鑑賞授業の工夫～
中 学 校	保健体育	井田中学校	協働的な学びを通して表現力をはぐくむ保健体育学習 ～主体的に学習に取り組む姿を目指して～
中 学 校	技術・家庭	はるひ野中学校	生活や社会の中から問題を見出して課題を設定し、解決する力を育む学習指導の工夫 ～主体的・対話的で深い学びを実現して～
中 学 校	外国語(英語)	有馬中学校	新たな可能性を求めて学び合い、積極的にコミュニケーションを取ろうとする生徒の育成 ～PDCAの繰り返しを通して～
中 学 校	道 徳	渡田中学校	自他を大切にすることを育む道徳教育の充実 ～学びのつながりを感じ、自己の考えを深められる授業づくりを通して～
中 学 校	総合的な学習の時間	桁形中学校	気づき・考え・行動できる生徒を育てる ～VUCA時代をたくましく生きる力の育成～
中 学 校	特別活動	平間中学校	達成感や自己有用感を得ながら、自治的能力を育む特別活動 ～仲間を大切に、高め合う学級活動を通して～
中 学 校	教育課題	田島中学校	「育成を目指す資質・能力」の実現に向けた取組 ～個に応じた指導の充実と職員研修(OJT)を中心としたカリキュラム・マネジメントの取り組み～

令和5・6年度 小学校

校種別	研究・教科等	学 校 名	研 究 主 題
小 学 校	国語	東高津小学校	「考えよう やってみよう みんなの本気が明日への一步」を体現する子ども達を目指して ～自分事として考え つなげて 深めて 学び合う～
小 学 校	算数	稲田小学校	自ら考えたことを進んで表現する子 ～思考力と表現力を高める授業づくりを目指して～
小 学 校	生活・総合的な学習の時間	鷺沼小学校	1人1人が思いをもち、豊かにかかわり合って 粘り強く取り組む力の育成
小 学 校	音楽	梶ヶ谷小学校	ひと・もの・こと と 関わり合いながら学び続ける子 ～「音楽」っておもしろい！聴いて 考えて 伝え合おう～
小 学 校	家庭	木月小学校	友達・家族・地域への思いを高め、よりよい生活を築こうとする子をめざして ～始めようハテナから 学んでみんなで つくろうよりよい生活～
小 学 校	特別活動	王禅寺中央小学校	みんなで ほっと（ホット）王中小 ～あたたかい仲間とともに 自ら考え、行動する子を目指して～
小 学 校	外国語活動・外国語	新作小学校	相手意識をもって主体的にコミュニケーションを図る児童の育成 ～授業スタイルの確立と活動の工夫を通して～
小 学 校	教育課題	平間小学校	SDGsアクション！誰かのために行動できる子 ～ホールスクールアプローチで平間プライドを育む～
小 学 校	教育課題	小杉小学校	一人一人の子どもが主語となる学びを目指して ～自ら学び自分を振り返る子、違いを認め力を合わせる子の一体的な充実～

令和5・6年度 特別支援学校

校種別	研究・教科等	学 校 名	研 究 主 題
特別支援	特別支援教育	聾学校	生きる力～学びの先を見据えて～

令和5・6年度 高等学校

校種別	研究・教科等	学 校 名	研 究 主 題
高等学校	高校教育	幸高等学校	「課題研究」の教育効果の測定と教育課題 カリキュラム変更にとまなう年度比較を通じて

令和5・6年度 異校種間連携教育

校種別	研究・教科等	学 校 名	研 究 主 題
中・高等学校	中高連携教育	川崎高等学校 川崎高等学校附属 中学校	中学校から高校卒業までの6年間を縦断的に行い、総合的な探究の時間での学習を通じて高い教育効果を上げるとともに、異校種間での連携を深めていく。また総合的な探究の時間を生徒が主体的に行うことによって、生徒自身の「生きる力」を育てていく。
高等学校	高大連携教育	橘高等学校	専門学科における高大連携事業の充実に向けた研究 ～「特色ある学校づくり」の推進～

令和4・5年度 人権尊重教育研究推進校

校種別	学 校 名	研 究 主 題
小 学 校	西御幸小学校	自分も相手も大切にできる西ファミリー ～一人ひとりが安心して生活できる学校づくり～
中 学 校	王禅寺中央中学校	自ら考えて判断し、発言・行動する生徒の育成をめざした学級づくり ～人権教育が紡ぐ当たり前のぬくもり～
中 学 校	川崎中学校	互いに気づき認め合う生徒を育てるためのコミュニケーションの在り方 ～多様なアクティビティを通して～

令和5年度 キャリア在り方生き方教育研究推進校

校種別	学校名	研究主題
小学校	東小倉小学校	進んで伝えよう 思いを受け止めよう 豊かにかかわり合おう ～キャリア発達を支えるカリキュラム・マネジメント～
中学校	川崎高等学校附属中学校	「かわさき LEAD プロジェクト」を基盤とした、こころ豊かでたくましい人材の育成

2 研究協力校

令和5年度 かわさき共生*共育プログラム研究協力校

行政区	小学校	中学校	高等学校
川崎区	京町小学校	富士見中学校	
幸 区	戸手小学校	南河原中学校 日吉中学校 南加瀬中学校	
中原区	下小田中小学校	西中原中学校	
高津区	新作小学校 東高津小学校	西高津中学校	高津高等学校（全日制） 高津高等学校（定時制）
宮前区	犬蔵小学校	向丘中学校	
多摩区	東生田小学校	南菅中学校	
麻生区	南百合丘小学校	長沢中学校	

3 推進協力校

令和5年度 かわさき GIGA スクール構想推進協力校

小学校	川中島小学校 旭町小学校 幸町小学校 南河原小学校 久本小学校 有馬小学校 富士見台小学校 宿河原小学校
中学校	南河原中学校 御幸中学校 西中原中学校
特別支援学校	聾学校
高等学校	高津高等学校

令和5年度 かわさき GIGA スクール構想研究推進校

小学校	小杉小学校
-----	-------

4 情報化推進モデル校

令和5年度 情報化推進モデル校

校種別	学校名	校種別	学校名
小学校	旭町小学校	中学校	川崎高等学校附属中学校

教科・道徳・特別活動その他の研究会の概要

本市の小・中・高等学校は、それぞれの校種ごとに各教科・道徳・特別活動及び各種教育研究の充実と教員の資質向上をめざし、自主的に教育研究会を組織して研究活動を推進するとともに、学習指導要領のねらいの実現に向けて研究に取り組んでいる。令和5年度の研究主題は次のとおりである。

1 小学校の研究会

国語教育	生きてはたらくことばの力を育てる国語教室
社会科教育	ともに生きる未来を創造し、よりよい社会の在り方を問い続ける社会科学習
算数教育	考える力が伸びる算数の学びを目指して ～数学的な見方・考え方を働かせて、試行錯誤する子～
理科教育	『問題を解決する力を育む理科授業』 ～自発的な学びのために～
生活科・総合的な学習の時間教育	豊かに課題解決していく子どもの姿をめざした授業づくり
音楽教育	感じ取ろう 伝えよう ひびき合おう ～音楽的な見方・考え方を働かせ、学びを実感できる学習をめざして～
図画工作科	つくりだす喜び 感じる楽しさ ～「造形的な見方・考え方」が働くような手立てを通して～
家庭科教育	子どもが関わる 子どもがつくる 子どもが営む よりよい生活 ～家族の一員として生活をよりよくしようと実践する子どもをめざして～
体育	「体と心を育てる体育学習 めあて学習の充実によって、運動の楽しさを味わえる体育学習をめざして」 ～「気付き・考え・活動する」を通して、誰もが運動の楽しさを味わえる授業づくり～
道徳教育	自己の生き方についての考えを深め、豊かな人間性を育む道徳教育 ～自己を見つめ、多面的・多角的に考え、深める道徳科の実践を通して～
特別活動	夢や希望をもち、主体的に生きる子どもを育む特別活動 ～自己実現・人間関係形成・社会参画をしていく力の育成を目指して～
学級経営	一人ひとりのよさや可能性を伸ばす学級経営をめざして ～子ども理解を深め、実践の幅を広げよう～
特別支援教育	一人一人が見通しと自信をもって学べる授業づくり ～「わかった・できた・もっとやってみたい」につなげるための支援と工夫～
外国語・国際教育	広い視野をもち 豊かな心で たくましく生きる子ども ① 外国語（英語）を使って自分の思いを伝え合う子どもを育成するための指導法や評価についてさぐる ② 国際教育のめざす資質能力を高めるための手立てをさぐる
情報教育	未来社会の創り手を育てる情報教育をめざして ～一人一人の子どもを主語にした授業デザイン～
児童文化	主体的に活動し 豊かな人間関係を築く 子どもの育成 ～表現力とコミュニケーション能力を高める活動を通して～
養護	児童の豊かな心とからだを育む健康教育をめざして
学校栄養	体と心の健康について自ら考え、進んで実践する子どもの育成をめざして ～学校給食、各教科、特別活動等を通した「食に関する指導」の研究～
学校事務	① 学校というチームの中で各職種職員が果たしている役割、職種間の関係性について、認識を深めていく ② 事務職員は学校運営にどう関わっていくべきか ③ 学校と地域の連携・協働とコミュニティ・スクール ④ 初めての事務研究～課題を見つけ、思考力を養う～ ⑤ 学校徴収金・私費負担金の軽減について ⑥ 教職員のワークライフバランス ⑦ 働き方改革推進費について検討する ⑧ GIGA 端末でいろいろやってみる

2 中学校の研究部会

国語	社会生活に生きる言語能力を高め合う国語力の育成 ～主体的・対話的で深い学びの実現を目指して～
社会	生きる力を育む社会科の研究 ～社会的な見方・考え方を働かせ、社会に参画する態度の育成をめざして～
数学	・概念や原理・法則の理解に裏付けられて生きて働く知識及び技能を習得する。 ・既習の内容を基にして、数量や図形などの性質を見だし、総合的・発展的に考察する力を育てる。 ・問題解決において粘り強く考える態度、問題解決の過程を振り返り評価・改善する、多様な考えを認め、よりよく問題を解決する態度を養う。
理科	自ら学ぶ意欲を高め、科学的な思考力・判断力・表現力を育成する理科教育 ～主体的・対話的で深い学びをめざす理科授業～
音楽	音楽的な見方・考え方を働かせるための授業改善
美術	形や色のもつ力に気づく視点を育む美術教育
保健体育	体育分野：見方・考え方を働かせ、生涯にわたって運動に親しみ、豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力を育てる学習指導と評価の工夫 保健分野：見方・考え方を働かせ、生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指すための資質や能力を育てる学習指導と評価の工夫（実践力の育成）
技術・家庭	自ら生活を工夫し創造する力と実践的な態度を育て、確かな学力の定着を図る学習指導と評価の研究
英語	自らの学びを通して、表現豊かに考えや気持ちを伝え、他者とのつながりを大切に生徒の育成 ～学びの連続性を生かした授業の実践～
道徳教育	自他を大切にすることを育む道徳教育の推進 ～学びのつながりを感じ、自己の考えを深められる授業づくりを通して～
特別活動	豊かな人間関係の中で主体的に生きる力を育てる特別活動
特別支援教育	一人ひとりの主体性や充実感を大切にし、「自己表現力」や「自己決定力」をはぐくむ特別支援教育
進路指導	生きる力をはぐくむキャリア在り方生き方教育の推進 ～社会と自己のかかわりやこれからの生き方について考える～
生徒指導	「生徒一人ひとりが、主体的・創造的に生きる力を育む生徒指導」の推進
健康教育	自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって健やかに生き抜く資質や能力を育成するための指導の工夫
養護	『生徒が生涯にわたって心身ともに健康な生活が送れるよう次の4つの力を育成する』 「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感（自尊感情）」 「自ら意思決定・行動選択する力」「他者と関わる力」
演劇	豊かな人間性を培い、表現力や創造性を養うための演劇教育の推進
図書館	学校図書館の効果的な活用と教員サポート機能の充実
情報教育	視聴覚機器・教材の整備と活用、校内放送の積極的運営、学校教育放送番組の活用、情報教育の推進、校内放送に関わる生徒の技能の向上
学校新聞	学校・学年・学級の活性化に役立つ新聞活動の推進 ～継続性のある新聞活動を目指して～
国際教育	広い視野を持ち、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きる資質・能力の育成
支援教育	一人ひとりを大切にする川崎の支援教育の推進
学校事務	研究会の充実発展を目指すため、会員相互の協力を図り、研究を深める

3 高等学校の研究会

総 則	観点別学習状況における指導と評価の一体化 ～昨年度の実践を踏まえて～
国 語	「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善と学習評価の研究
地理・歴史	学校や生徒の実態に応じた主体的・対話的で深い学びの研究 ～地理総合・歴史総合・公共での授業研究を通して～
公 民	
数 学	数学科における指導と観点別学習状況の評価の充実
理 科	新学習指導要領の実施における指導と評価の一体化についての研究
保健体育	新学習指導要領の実施における指導と評価の一体化についての研究
音 楽	新学習指導要領の実施における指導と評価の一体化の研究
美術・工芸	新学習指導要領の実施における指導と評価の一体化についての研究
書 道	新学習指導要領に基づいた指導と評価の実践研究
英 語	新学習指導要領の実施に基づいた領域を統合させた指導についての研究
家 庭	「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善と学習評価の研究
情 報	各学校の観点別評価について
工 業	新学習指導要領実施における指導と評価の研究
商 業	学習評価の共有について（R4年度の実践を振り返って）
福 祉	主体的・対話的で深い学びの授業についての研究：福祉研究
特 活	自己実現を図り、協働して学校生活の充実や向上を目指す特別活動

4 支援学校の研究会

特別支援教育	児童・生徒の生活を豊かにするための教育課程の編成に向けて ～段階表を視野に入れた連続性のある取り組み～（田島支援学校）
	生徒が、楽しい！できた！わかった！と実感できる授業（中央支援学校）
	生きる力 学びの先を見据えて（豊学校）

教育の情報化

「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT機器整備や研修の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化に向けた取組を推進している。

1 児童生徒の情報活用能力の育成の推進

情報モラル教育に関する調査結果等を踏まえ、情報教育に関する冊子を作成している。令和5年度も令和2年度から引き続き「GIGAスクール対応版」として、新学習指導要領で各教科等の学習の基盤となる資質・能力として示された情報活用能力の育成に向けて「情報教育」に関する項目を充実させた。また、児童生徒、教職員の情報モラル・情報セキュリティ意識の向上をめざし、資料の作成や研修の充実を努めた。各学校において情報モラル教育に関わる職員研修を年1回以上実施するよう依頼し、外部講師の活用や指導主事による授業支援も学校の要請に応じて行った。

2 教員の ICT 機器の活用能力の向上及び授業における活用推進

教員の ICT 活用能力・情報モラル教育・映像制作などに関する研究や研修を行い、ICT を効果的に活用したわかりやすい授業の実現、児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組を推進した。また、GIGA スクール構想により義務教育段階の

児童生徒1人に1台整備された端末について、各学校での活用が進むよう、段階的な ICT 活用の研究を進め、各学校の児童生徒の実態や教職員のニーズに応じた研修等で教職員への周知を図った。さらに、校内でGIGAスクール構想を推進し、児童生徒の資質・能力を育成するため、好事例について教職員向け情報共有サイトで公開した。

3 業務の効率化に資する校務支援システム等の活用推進

校務の共有化、効率化を推進するために導入された校務支援システムや高等学校学務システムの安定運用に努めた。校務支援システムの機能拡張した「ダッシュボード」について、実機を使った研修を実施し、事例などを紹介しながら学校での円滑な活用の支援を行った。

4 情報システムの環境整備

GIGA スクール構想は、クラウド利用を前提として、各学校で整備したローカルブレイクアウトによる高速大容量のネットワーク、児童生徒1人1台分の端末及び1人1アカウントの本格的な活用を令和3年度から始めた。

端末の不具合や故障等についても速やかに対応できる保守管理体制を整備し、児童生徒の学びを止めない運用に努めた。



学校体育

1 児童生徒の体育活動の推進

児童生徒が自らスポーツの楽しさやスポーツを通しての喜びを味わい、生涯にわたって、スポーツに親しむ資質や能力を育てるとともに、健康で安全な生活を営むために必要なたくましい心身の基礎を養うため、次の事業を実施した。

- ・小学生陸上記録会
- ・中学校各種体育大会
- ・高等学校各種体育大会
- ・中学高等学校運動部活動合同講習会
- ・高等学校スポーツ技術講習会
- ・中学校・高等学校部活動助成と部活動推進用具整備
- ・中学校・高等学校各種体育団体活動助成
- ・中学校部活動外部指導者派遣事業

2 児童生徒体力づくりの推進

児童生徒の体力、運動能力の実態把握と体力向

上を図るため、次の事業を実施した。

- ・新体力テスト
- ・小学校子どもキラキラタイムの推進
- ・KAWASAKI キラキラみんなでチャレンジ (小学校)

3 教職員研修

教職員の資質向上と体育指導の充実のため、次の事業を推進した。

- ・小学校夏季体育実技講習会
- ・小学校新規採用水泳実技講習会
- ・中学校夏季体育実技講習会
- ・小・中学校授業力向上研修
- ・小・中合同体育・保健体育研究発表会
- ・中学校体育指導の手引き書作成
- ・小・中体育研究紀要(紀報)作成
- ・高等学校体育部活動推進協議会

特別支援教育

本市では、特別支援教育の対象である幼児・児童生徒に加え、障害の有無に関わらず、すべての教育的ニーズのある児童生徒を対象にした支援教育を推進するため、児童生徒の教育的ニーズを的確に捉え、一人ひとりの実態に合った支援の手立てや学びの場の充実を図っている。

1 特別支援教育関連施設設置状況

(1) 特別支援学校

現在、障害種別として聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱を設置し、それぞれの特性や実態に応じて、きめ細やかな指導を行っている。

令和6年5月1日現在

学校名	部	障害種別
市立豊	幼・小・中・高	聴覚
市立中央支援	小 ^{※1} ・中・高 ^{※2}	知的（小・中・高）・肢体（小）・病弱（小・中）
市立田島支援	高	知的・肢体
市立田島支援桜校	小 ^{※3} ・中	知的・肢体
県立麻生支援	小・中・高	知的・肢体
県立高津支援	小・中・高	知的
県立中原支援	小・中・高	肢体・知的（高）
県立鶴見支援	小・中・高	知的

※1 中央支援学校小学部・・・大戸分教室（大戸小学校内）
稲田分教室（稲田小学校内）

※2 中央支援学校高等部・・・分教室（豊学校内）含む

※3 田島支援学校小学部・・・さくら分教室（さくら小学校内）
含む

(2) 小・中学校特別支援学級

現在、障害種別として次表のとおり小・中学校に設置し、それぞれの実態に応じて、きめ細やかな指導を行っている。

令和6年5月1日現在

障害種別	小学校	中学校
知的障害	203 学級	78 学級
肢体不自由	58 学級	21 学級
病虚弱（院内学級含む）	30 学級	15 学級
弱視	4 学級	4 学級
難聴	15 学級	9 学級
自閉症・情緒障害	252 学級	87 学級

夢教育 2 1 推進事業

1 目的

本市の教育は、人権尊重の精神を基盤としながら、21世紀を生きる国民を志向し、科学的実践力、自主的な行動力、豊かな情操と道徳性、幅広い国際性などを備えた、健康でたくましい人間の育成を目指して進めている。これからの時代を生きる子どもたちが、夢を育み、心豊かに成長し 21 世紀の担い手となるため、学校は、共に学びあい活動する中で、一人ひとりが個性や創造性を十分発揮し、真に「学ぶことの楽しさ」や「生きていくことの充実感」が味わえる場所であることが必要となっている。

そこで、各学校において、教育の動向をふまえた創意工夫ある教育活動の充実と活性化を図るとともに、家庭・地域との密接な連携のもとに、地域に根ざした教育を組織的、計画的に推進し、本市の学校教育の振興を図ることを目的とする。

2 事業内容

次に規定する目的に応じ、各学校がそれぞれの実態に応じて実施する事業とする。

(1) 教育活動活性化・豊かな体験活動

子どもたちが生き生きとした学校生活を送れるよう、学校がそれぞれの創意と工夫に富んだ教育実践を組織的、計画的に推進することにより、本市の学校教育の振興を図るために行う。

(2) 学校・地域連帯事業

家庭・地域との連携を推進し、学校・家庭・地域における教育力の振興を図るために行う。

(3) 児童生徒指導等校内研修事業

子どもたちを取り巻く今日的な教育の諸課題について、校内研修を深め、子どもたちの健全な育成を図るために行う。

(4) 特色ある学校づくりの校内研究事業

各学校の創意工夫により、特色ある校内研究に取り組み、21世紀を担う子どもたちの健やかな育成を図るために行う。

(5) 進路指導調査事業

市内各中学校における進路に関する情報収集活動・調査研究を充実させ、自分の意志と責任で自己の生き方、進路が選択できる生徒の育成を図るために行う。

(6) 学校教育推進会議

学校の運営等についての説明を行い、保護者・地域住民・子ども等の意見を聴き、共に協力し支え合いながら、より開かれた学校づくりをめざす。



米作り体験



和太鼓体験



伝統文化を学ぶ



地域の方々を招いての中庭合唱コンサート

キャリア在り方生き方教育

1 キャリア在り方生き方教育とは

文部科学省はキャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義しており、その「キャリア教育」に、共生・協働の精神を培う視点と、郷土を愛し、将来のふるさと川崎の担い手を育成する視点を加えた川崎独自のものを「キャリア在り方生き方教育」とし、平成 28 年度から全ての市立学校で実施している。

2 3つの視点

日々の教育活動を通して子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育の実践が、すべての学校で求められている。子どもたちの自尊感情や規範意識、人と関わる力等を系統的・計画的に育むため、学校ごとに育てたい力を重点化し、その実現に向けて「自分をつくる」「みんな一緒に生きている」「わたしたちのまち川崎」の3つの視点で教育活動を見直し、改善していく。

3 実施に向けた支援

各学校では、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの基礎的・汎用的能力を参考にしつつ、それぞれの学校の目標や課題を踏まえて、子どもたちに付けたい力の目標を設定している。学校ごとに工夫された教育活動を通じて、子どもたちの力を育むことが望まれる。令和5年度は各学校での実施に向けた支援として、年間3回のキャリア在り方生き方教育担当者研修会、149回の要請訪問研修を通じて、研究推進校等の取組の紹介や各学校の目標に応じた実践方法の提案を行った。また、小学1・3・5年生と中学1年生・高校1年生に「キャリア在り方生き方ノート」を、小学1年生には「キャリア・パスポート」を作成・配布した。さらに、市制100周年とキャリア在り方生き方教育の関係について理解を深めることができるリーフレットを作成・配布し、保護者、地域への啓発に努めた。

4 新たな諸課題に向けた取組

令和6年に市制100周年を迎えることを契機に、シビックプライドの醸成に向けて、各校が地域の特色を生かし工夫して取り組んでいる。令和5年度は、キャリア在り方生き方ノートの「市制100周年」や「ブランドメッセージ」に関するページを活用した活動案を作成し、活用に向けて準備した。また、「キャリア・パスポート」を活用して児童生徒一人一人のキャリア形成を支援し、持続可能な社会の創り手となることのできるような取組の事例収集と情報提供に努めた。



自分の在り方や生き方を考えながら学ぶ



他者と協働しながら学ぶ



地域の社会課題を探究し、伝え合うことで学ぶ



3つの視点で構成された「キャリア在り方生き方ノート」と「キャリア・パスポート」

学校保健・安全

1 各種健康診断の実施

学校保健安全法に基づき、幼児・児童・生徒及び教職員に対して各種健康診断を実施し、健康管理に努めている。

その具体的事業としては、次の健康診断を実施している。

- ・児童生徒定期健康診断
- ・児童生徒臨時健康診断
- ・就学時健康診断
- ・教職員健康診断
- ・給食調理員特殊健康診断

特に児童生徒の健康診断については、腎臓病、糖尿病及び心臓病対策を重点事業としている。

腎臓病対策は第3次検診、糖尿病対策は第2次検診まで実施し、腎疾患及び糖尿病の早期発見、早期治療及び学校生活における管理指導の充実に努めている。

また、心臓病対策としては、定期健康診断の結果、精密検査を要する児童・生徒に対して心電図、X線撮影等を実施するとともに小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の各1年生全員を対象としたコンピュータ自動解析による心臓病集団検診を実施し、心臓疾患による突然死の予防措置を図っている。

教職員健康診断については、労働安全衛生法、学校保健安全法に基づき総合的な健康診断を行い、健康管理の徹底を図っている。

2 光化学スモッグ対策

光化学スモッグ注意報等が発令された場合は、児童生徒の被害発生を防ぐため防災行政無線を利用して連絡される。万一、被害にあった場合は、緊急医療体制による速やかな対応を健康福祉局の指導のもと実施している。

3 学校環境衛生の整備

学校薬剤師の協力を得て、教室内の環境衛生検査、飲料水の検査、プール水の検査及び給食室の環境検査を実施している。

また、樹木害虫、ゴキブリ等の害虫駆除を必要に応じて実施し、学校環境の改善に努めている。

4 学校保健活動の推進

学校保健のために貢献した学校の表彰等、団体、個人の表彰及び歯の衛生に関する図画・ポスター、啓発標語の募集により、学校保健の普及啓発を図っている。

- ・学校医等の永年勤続者等表彰
- ・健康推進学校等表彰
- ・よい歯の学校等表彰
- ・歯の衛生に関する図画・ポスター、啓発標語の募集

5 児童生徒の心の健康

学校においては、保健室等における健康相談を行うほか、心の健康相談支援事業として専門医による学校訪問などを実施している。

6 児童の交通安全

地域交通安全員を配置し、児童の登下校時の通学路の安全対策を実施しているほか、スクールガード・リーダーを委嘱し、学区内の巡回指導や校内の防犯対策の助言等を行っている。

また、通学路安全対策会議及び区ごとに同部会を設置し、関係局、関係機関と連携して通学路の安全確保に努めている。

7 独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校の管理下で発生する幼児・児童・生徒の負傷等の災害に対し、必要な医療費等の給付手続きを行っている。



学校給食

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、子どもたちの健康増進や身体の発育・体力の向上を図るとともに、生涯を通じて健康な生活を送るために食事、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけられるよう食育の観点からも食に関する指導において活用されている。

また、「おいしい食事」をめざして、献立や調理法の改善、衛生管理の徹底、安全で良質な食材料の購入等、給食管理面においても改善充実に努めている。

学校給食に地場産物を活用したり、行事食を提供したりすることを通じて、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることもできる等高い教育効果も期待されている。

1 実施状況

令和5年度においても、小学校114校、中学校52校、高等学校定時制課程（夜間）4校、特別支援学校4校において学校給食を実施した。

小学校、特別支援学校では統一献立、物資の共同購入による単独校調理方式の完全給食を実施した。

中学校では平成29年12月から、全校で完全給食の提供を開始した。高等学校定時制課程（夜間）においては、業者委託による弁当方式の給食（主食、おかず）を実施した。

2 安全・安心な学校給食の提供

給食用物資の検査として、細菌検査、理化学検査、残留農薬検査等を行い、給食室の環境衛生検査、給食従事者への啓発として、衛生管理研修会を実施した。

また、給食用物資の放射能検査を実施し、その結果については物資の産地情報と併せて市ホームページに掲載した。

3 給食活動の啓発

小学校・特別支援学校では学校給食を題材とした図画・ポスター作品を児童から募集し、作品展示会を開催する「学校給食図画・ポスターコンクール」を実施した。中学校では「みんなで創る『健康給食』」の一環として、中学校の生徒及び保護者から献立等を募集し、優秀作品を実際の給食として提供する献立コンクールを開催する等、学校給食に対する理解と関心を深める取組を行った。また、学校や給食センターでは「給食だより」を発行し、学校給食試食会を開催する等、家庭、地域との連携を図り、学校給食の充実に努めた。

4 学校栄養職員等の巡回指導

31名の栄養教諭及び60名の学校栄養職員を小学校、特別支援学校及び中学校4校に配置した。未配置小学校には、近隣の学校栄養職員等が栄養管理、衛生管理、物資管理に関する指導、給食事務に関する指導、学校給食指導等の巡回指導を行い、教職員と常に連携をとりながら、指導内容の徹底を図った。

5 平成29年度からの中学校完全給食の実施

中学校完全給食の実施に向け、平成26年度に策定した「川崎市立中学校完全給食実施方針」に基づき、民間活力を活かした手法により、学校給食センター及びその他の給食関連施設の整備を進めた。平成28年1月には、東橋中学校において試行給食を開始し、平成29年1月から、東橋中学校に加え、犬蔵中学校、中野島中学校、はるひ野中学校の4校において完全給食を開始した。また、同年9月には南部学校給食センター、同年12月に中部・北部学校給食センターが運営を開始し、市内52校全校で完全給食を開始した。給食のコンセプトを「健康給食」と定め、米飯給食を中心に野菜を豊富に取り入れた献立や地場産物を取り入れた献立を提供している。

学校給食費

(令和6年4月現在)

区 分		月 額	年間給食回数	1食当たり
小学校		4,600円	187回	270円
特別支援学校	幼稚園部	3,000円	183回	180円
	小学部	4,500円	183回	270円
	中学部・高等部	5,400円	183回	320円
中学校 (完全給食)	1年・2年	4,800円	165回	320円
	3年	4,600円	155回	320円
高等学校定時制課程		—	約160回	200円

就学等の助成

1 就学援助

(1) 種類・金額

川崎市に居住し、国公立小・中学校等に在学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学が困難な者に対し援助する制度。令和5年度の援助の種類、金額等は次のとおりである。

(円)

区分	学用品通学用品費 (年額)	校外活動費 (年額)	夏季施設参加費	自然教室参加費 (食事代)	通学費 小 2km以上 中 3km以上	新入学児童生徒学用品費等	修学旅行費	クラブ活動費 (年額)	卒業アルバム代等	学校病医療費	日本スポーツ振興センター災害共済掛金
小学校	1年	11,630	1,600	—	—	実費	54,060	—	—	実費	掛金免除
	2～5年	13,900		実費	(小5) 3,140		—	—	—		
	6年			—	—		新入学準備金 63,000	実費	—		
中学校	1年	22,730	2,310	—	3,140	実費	63,000	—	20,280	実費	掛金免除
	2年	25,000		実費	—		—	12,480	—		
	3年			—	—		—	実費	7,200		
生活保護を受けている場合	—	○	—	○ (小5中1)	—	—	○ (小6中3)	—	○	○	

※給食費については、公会計化に伴い、就学援助費から直接、給食費に充当

(2) 就学援助の申請理由

- ア 現在生活保護を受けている方
 - イ 生活保護が停止又は廃止になった方
 - ウ 児童扶養手当を受給している方
 - エ その他経済的に困っている方
- ※ 世帯所得の目安は、生活保護費の基準の1.0倍

(3) 令和5年度認定者実績

11,043人
【内訳】
小学校：7,099人
中学校：3,944人



2 川崎市高等学校奨学金

(1) 目的

高等学校等に在学する生徒で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な者に対し奨学金を支給し、高等学校教育の促進を図る。

(2) 奨学金の額

ア 入学支度金

(ア) 国公立…45,000 円

(イ) 私立…70,000 円

イ 学年資金 (年額)

(ア) 国公立

a 第1学年…36,000 円

b 第2学年…61,000 円

c 第3学年…46,000 円

d 第4学年以降は第1学年と同額

(イ) 私立

a 第1学年…60,000 円

b 第2学年…85,000 円

c 第3学年…70,000 円

d 第4学年以降は第1学年と同額

(3) 受給資格

奨学金は、次の全ての条件にあてはまる者を対象とする。

ア 市の区域内に住所を有すること。

イ 学資の支弁が困難であること。

ウ 学業成績が優良で、性行が善良であること。

※上記に加え、申請基準及び採用基準を別途定める。

(4) 選定方法

ア 入学支度金

申請基準に該当する中学3年生からの申請を11月に受け付け、採用基準に該当する生徒にその旨を通知、高校入学後に奨学生としての採用を決定する。

イ 学年資金

申請基準に該当する高校生からの申請を6月に受け付け、採用基準に該当する生徒に対し、奨学生としての採用を決定する。

(5) 支給方法

奨学金は、奨学生又は保護者に直接支給する。

(6) 令和5年度実績

ア 入学支度金 (令和6年度入学者)

(ア) 申請者数 計217名

a 国公立: 200名

b 私立: 17名

(イ) 認定者数 計166名

a 国公立: 90名

b 私立: 76名

※(ア)は中学校別、(イ)は進学先の高等学校別に集計

(ウ) 申請基準及び採用基準

中学校における第3学年前期の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上

イ 学年資金

(ア) 申請者数 計794名

a 国公立: 353名

b 私立: 441名

(イ) 認定者数 計671名

a 国公立: 313名

b 私立: 358名

(ウ) 申請基準及び採用基準

前年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上

3 川崎市大学奨学金

(1) 目的

大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難なものに対し奨学金の貸付けを行うことにより、社会に有用な人材の育成に資することを目的とする。

(2) 奨学金の額

奨学金の貸付金額は、1人について月額38,000円とする。

(3) 奨学生の資格

ア 本市に引き続き1年以上居住している者に扶養されている者又はこれに準ずるものとして教育委員会規則で定める者であること。

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学に在学していること。

ウ 学資の支弁が困難であること。

エ 学業成績が優良で性行が善良であること。

(4) 奨学生の決定

教育委員会は、申請に基づき選考を行い、奨学生を決定する。

(5) 募集人員

10名程度

(6) 奨学金の償還等

ア 奨学生は、連帯保証人を立てなければならない。

イ 奨学金は、無利子とし、卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後10年以内において、年賦又は半年賦で均等償還しなければならない。ただし、繰り上げて償還することができる。

(7) 令和5年度実績

ア 申請者数: 9名

イ 認定者数: 6名

教員採用

川崎市の求める教師像として、「子どもの話にきちんと耳を傾けることができる」、「子どもと一緒に考え行動することができる」、「子どもに適切なアドバイスを与えることができる」、「教材研究がきちんとできる」の4点を掲げて、子どもに寄り添い、子どもの願いを受け止め、子どもに意欲と感動を生み出していくことができる教員として優秀な人材の確保に向けて教員採用候補者選考試験を実施している。

1 実施結果

令和5年度は、1,216人の応募があり、7月9日に第1次試験、8月10日から9月15日の間に第2次試験（面接試験）を実施した。選考の結果、教員採用候補者として、447人を名簿登録した。

2 人材確保に向けた取組

- (1) 40歳未満の者の受験に限定されていた一般選考の年齢を見直して、全ての選考区分で60歳未満の者の受験を可能にしている。
- (2) 教員経験者や、本市での臨時的任用教員又は非常勤講師の経験者を対象に筆記試験を免除し、小論文及び集団討論試験を実施する特別選考を実施している。
- (3) 英語資格所有者を対象に、中学校/高等学校「英語」の教科専門試験を免除し小論文試験を実施する特別選考を実施している。
また、英語によるコミュニケーションを重視する実技試験を実施している。
- (4) 大学が川崎市の教員としてふさわしい人材として推薦する受験者に対して、1次試験を免除し、優秀な受験生の確保を目指している。また令和5年度採用試験から、より多様で優秀な人材の積極的な確保を図るため、小学校区分のみ大学3年生を対象とする大学3年次在籍者推薦を開始した。
- (5) 複数の教諭免許状を取得している受験者に対して、1次試験における加点制度を追加し、優秀な受験生の確保を目指している。
- (6) 第1次試験の地方会場として名古屋市、仙台市での試験を実施し、地方での受験者の利便性を高めている。
- (7) 従来の郵送による受験申込に加え、インターネットを利用した電子申請による受験申込を

導入し、受験者の利便性を高めている。

- (8) 市内4会場に加え、東北、東海など地方会場での説明会を開催するとともに、各地の教員養成課程のある大学で教員をめざす学生への説明会を開催して、広く優秀な人材の確保に努めている。令和3年度からオンラインによる大学向け説明会も実施している。
- (9) 川崎市の求める教師像、初任教員への研修制度、川崎市のまちの魅力などを伝えるパンフレットや動画を作成し、川崎市の教員への興味を持てるような広報に努めるとともに、SNSを積極的に活用した広報活動を実施している。
- (10) 総合教育センターの主催する「かわさき教師塾」と連携した取組みをすすめ、受験者の確保に努めている。

教員採用担当として担当課長、担当係長、指導主事2、職員1名、採用企画専門員2名で、試験内容や実施方法の検討改善をはじめ、広報の充実、大学との連携強化等に取り組んでいる。

令和5年度学校教員募集パンフレット



III 生涯學習

生涯学習の推進

本市の生涯学習は、教育プランの基本理念を受け、民主主義の精神ののっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自ら考え学びを創造するとともに、高め合いながらその成果を適切に活かすことのできる、豊かで活力のある社会の実現を目指している。施策の展開にあたっては、次の3項目を施策の方向性として定め、関連機関との連携を深めながら総合的な展開を図っている。

●「いきいきと学び、活動するための環境をつくる」

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりに繋がる学びや、学びを通じた出会いを促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成。さらに、社会教育施設について市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、学校施設の有効活用などを推進し、市民の学びの場の充実を図る。

●「家庭・地域の教育力を高める」

各家庭における教育や、地域による子どもや若者の育ちを支える取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子どもたちの学習や体験をサポートする仕組みづくりを進めることによって大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりや子どもたちが地域の一員として夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組む。

●「文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める」

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、平成29年12月に運用を開始した「川崎市地域文化財顕彰制度」の仕組みも活用しながら文化財の保護・活用を推進する。

1 生涯学習推進体制の整備

生涯学習社会の創造に向けて、市レベルと区レベルの双方で生涯学習推進体制の整備を行う。また、市内の大学及び専門学校が有する教育・研究機能の活用や連携・協力のあり方を検討する。

なお、令和4年度は「今後の市民館・図書館のあり方（令和3年3月）」を踏まえ、市民館・図書館の効率的・効果的な管理・運営手法の検討を行い、「市民館・図書館の管理運営の考え方」を令和4年8月に策定した。

- (1) 社会教育委員会・専門部会の開催
- (2) 区生涯学習推進会議の推進
- (3) 生涯学習大学等高等教育機関連携事業の推進
 - ① 生涯学習大学等高等教育機関連絡会議の開催（年2回）
 - ② 公開講座の実施（R5:32事業）

2 学習機会提供事業の充実

教育文化会館、市民館、分館において、市民や関係機関との協働のもと、社会教育事業を推進する。（49ページ参照）

3 家庭教育支援の推進

家庭教育支援のため、教育文化会館、市民館、分館、学校等において、家庭教育推進事業を行う。

4 地域教育会議の推進

「いきいき子どもが育つまち おとなも楽しく学ぶまち」をめざして、中学校区及び行政区における子どもの豊かな成長支援や地域ネットワークの活性化に取り組んだほか、地域学校協働活動の充実に向けた活動を推進した。

- (1) 地域教育会議行政区議長の開催
- (2) 51 中学校区及び7行政区において地域教育会議を実施
- (3) 各地域教育会議での事業実施
各種体験機会や子どもの意見表明機会の創出、地域活動団体の緩やかなつながりづくりや地域ネットワークの活性化、その他事業
- (4) 地域教育会議代表者会議の開催
- (5) 全市交流会の実施

5 川崎市子ども会議

「川崎市子どもの権利に関する条例」に定められた市政に対して子どもが意見を表明する機会として「川崎市子ども会議」を開催している。

令和5年度は、第22期川崎市子ども会議として、年間を通じて定例会議等を開催するとともに、より幅広い子どもたちの声をしっかり受け止めるための参加形態である「カワサキ☆U18」を組み合わせ、子どもたちの意見の取りまとめを支援した。また、3月には子どもの意見を報告書にまとめ、市長へ提案を行った。

6 地域の寺子屋事業の推進

地域ぐるみで子どもの教育や学習をサポートする仕組みづくりと、多世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくることを目的に「地域の寺子屋事業」を実施する。令和5年度は新たに6か所の寺子屋を拡充し、95か所の寺子屋における放課後の学習支援や土曜日等の体験活動を通して、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図った。



寺子屋での学習支援の様子

7 地域教育ネットワークの構築

地域と学校の連携協働体制の構築に向けて、令和2年度から、川崎市地域教育ネットワーク推進会議において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進に向けた各施策や地域の寺子屋事業を始めとする地域と学校の連携を推進するために必要な事業等について連絡調整を行っている。

8 社会教育関係団体等への支援・連携

(1) P T A（川崎市 P T A 連絡協議会）

市立学校 P T A 及び行政区 P T A 協議会で組織された任意加入団体。P T A の健全な発展、民主的な運営、よりよい教育環境をつくるために活動を行い、それぞれの活動に生かすことができる効果的な取組を全市的に共有している。

本市では学校や家庭、地域との連携のもと実施された次のような教育活動を支援した。

- ・各種研修会の開催、Web 配信
- ・食育推進コンテスト
- ・要望活動
- ・成人教育や家庭教育事業の実施等

(2) 女性団体

川崎市地域女性連絡協議会は、昭和 22 年に女性の地位向上や社会参加促進をめざして設立された。以来、男女平等の推進、環境・消費問題に関する学習・実践活動、平和問題への取組、少子高齢社会への対応など、地域が抱える様々な課題に対し、「学習・親睦・奉仕」を柱に活動を展開している。

- ・各種研修会の開催
- ・環境問題講演会、芸能のつどい等の開催
- ・広報紙『女性かわさき』の発行（年 2 回）
- ・専門部会による学習会、調査研究活動
- ・電話相談「子育て心のケアネット」及び公開講座の開催

9 学校施設開放の充実

スポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民の利用に供する。

令和 5 年度は、市内の小学校・中学校・特別支援学校の、校庭 145 校、夜間校庭 7 校、体育館 166 校、特別教室等 125 校で開放を実施した。

また、平日夜間や休日に、地域の人に遠く別教室等をもっと使ってもらえるようにする「Kawasaki 教室シェアリング」に取り組むとともに、子どもたちの放課後の居場所づくりを目的に、子どもたち自身がルールづくりにも関わりながら自校の校庭で、ボール遊びなど自由にのびのび遊べるようにする「みんなの校庭プロジェクト」に取り組んだ。

10 学校図書館における図書の地域貸出事業の推進

市内の小学校 9 校、中学校 1 校で、図書室を地域に開放し、図書の貸出を実施した。

11 子どもの泳力向上プロジェクトの推進

子どもの泳力向上という教育課題の解決に向けて、小学校入学前までに水に親しんできていない子どもや、入学後も泳ぎが苦手な子どもを対象に水泳教室を実施する。平成 26 年度まで実施していた「学校プール開放事業」を廃止し、令和 5 年度は市内 32 か所のスイミングスクール等と連携し、水泳教室を開催した。

12 視聴覚教育の推進

(1) 視聴覚教材・機材の整備・貸出

学校教育・子育て・福祉・歴史分野等の視聴覚教材（16 ミリフィルム・ビデオテープ・DVD 等）と機材（16 ミリフィルム映写機・プロジェクター等）の貸出を行っている。特に平和・人権・環境・国際理解等の分野は平和教育映像教材として購入している。教材・機材は教育文化会館及び市民館の視聴覚ライブラリーへ配送を行っている。

(2) わが町かわさき映像創作展

13 職員研修の充実

職員の資質向上を図るため、各施設の役割や課題を理解し必要な基礎的知識や実践的能力を養う等、様々な課題についての問題意識・専門性を高める研修を実施する。（施設種別、初任者、指導・経営、生涯学習、人権、課題、自主グループ研修、事業計画立案、障害者ボランティア）

14 生涯学習施設の環境整備

川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備については、令和6年3月に工事請負契約を締結した。宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備については、本体事業の設計との調整を行うとともに、新宮前市民館・図書館における必要機能や諸室の規模・配置等の検討を実施した。幸市民館・図書館の改修については、改修基本計画の策定に向け、市民意見聴取を行うとともに、改修範囲・内容を検討した。

また、老朽化した社会教育施設の維持補修等を行った。

本市の社会教育施設は、建築後30年以上経過している施設が約5割となるなど、老朽化等が課題となっていることから、市民の生涯学習活動を支えるとともに、多様なニーズに対応するため、社会教育施設の一層の利用環境の向上を図る必要がある。

文化財の保護・活用

令和6年度からは、「川崎市文化財保存活用地域計画」に基づき、引き続き市内の文化財について種々の調査・保護活動、文化財公開や関連講座の開催、史跡めぐり等、文化財の普及・啓発事業を行う。併せて、地域文化財顕彰制度に基づき、第7回川崎市地域文化財を決定・顕彰する。史跡橘樹官衙遺跡群については、調査・研究及び活用事業を推進するとともに、整備基本計画に基づき保存整備事業を推進する。

(以下、令和5年度報告)

1 文化財の指定・登録

(1) 市指定

市ノ坪の富士講関係資料(木造食行身祿坐像及び造像記ほか関連文書類)を市重要郷土資料に指定した。

(2) 国登録

北條鉄工事務所ほか3件の国登録有形文化財への登録を文化庁へ意見具申した。

2 第6回川崎市地域文化財の決定

市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財(指定等されているものを除く)を、川崎市地域文化財として顕彰及び記録する。第6回川崎市地域文化財27件を決定し、累計総数は240件となった。

3 埋蔵文化財の試掘・確認調査及び発掘調査

(1) 試掘・確認調査

開発事業等に伴い、市内の周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)及び遺跡が存在する可能性がある場所において、教育委員会が事前の試掘調査を70件、確認調査を6件、計76件を実施した。

(2) 発掘調査9件

A. 本発掘調査(個人住宅・市公共事業等)4件

市内における開発事業等に伴い、教育委員会が事前の緊急発掘調査を実施した。

- ①下作延巳ノ谷遺跡第15次調査
- ②野川西耕地遺跡第19地点
- ③早野上ノ原遺跡第7次調査
- ④末長遺跡第7地点

B. 本発掘調査(民間開発事業)5件

市内における開発事業に伴い、民間調査機関による事前の緊急発掘調査の監理を実施した。

- ①二子塚古墳

- ②野川西耕地遺跡第20地点
- ③上作延別所遺跡
- ④井田なつみ台遺跡
- ⑤末長向台遺跡第11地点

4 史跡橘樹官衙遺跡群の保存整備活用

古代橘樹郡の役所跡である橘樹郡家跡とその西側の影向寺遺跡が、7世紀後半から10世紀にかけての地方官衙の成立から廃絶までの推移を知る上で、全国的にも貴重な遺跡であると評価され、平成27年3月10日に「橘樹官衙遺跡群」として川崎市初の国史跡に指定された。

(1) 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会

史跡橘樹官衙遺跡群の調査整備を円滑にするため、学識者を委員とする川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会を3回開催した。

- 第1回 令和5年5月26日
- 第2回 令和5年10月21日
- 第3回 令和6年2月21日

(2) 橘樹官衙遺跡群保存整備事業

「整備基本計画」短期計画第1期に基づき、飛鳥時代の倉庫を復元した史跡公園整備が完了した。

(3) 橘樹官衙遺跡群活用事業等

史跡橘樹官衙遺跡群の周知及び活用を図るため、普及事業を展開した。

①史跡めぐり古代の“橘樹”を歩こう！！

地域資源である史跡橘樹官衙遺跡群を含めた文化財の総合的な活用を図るため、専門職員の解説で歩くまち歩きを実施した。

- ・令和5年6月10日(土) 参加者32名(応募者66名)
- ・令和6年3月23日(土) 参加者31名(応募者154名)

②橘樹学連続講座「古代橘樹を知り、活用する！！」

橘樹官衙遺跡群の今後の活用について、広く理解してもらえるよう、専門家を講師に招き、計2回の講義を実施した。

- ・令和5年12月9日(土) 小田 裕樹「考古学で読み解く古代の遊び」(受講者45名、応募者63名)
- ・令和6年1月13日(土) 三舟 隆之「古代の食を探る」(受講者45名、応募者86名)

- ・令和6年3月16日(土)「橘樹官衙遺跡群成立前夜の古墳」
 - ア 新井 悟「川崎市内における近年の発掘調査の成果から」
 - イ 小林 孝秀「6世紀の豪族層―橘樹の後期古墳と地域間交流の諸相―」
 - ウ 青木 敬「橘樹における7世紀の豪族」
(受講者66名、応募者143名)

③埋蔵文化財調査成果の公開

- ・千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第39次調査現地見学会
令和5年10月28日(土) 参加者89名

④史跡整備事業

- ・「自分のすきなたちばな」の絵の制作に向けた出前授業
令和5年6月28日(水) 橘小学校3年生
- ・「木曳イベント」実施に向けた出前授業
令和5年7月12日(水) 橘小学校6年生
- ・木曳イベント
令和5年9月5日(火) 橘小学校6年生
- ・立柱イベントと雅楽の上演
令和5年9月23日(土・祝) 参加者110名
- ・建物復元工事と古代の大工作業見学会
令和5年10月8日(日) 参加者約350名
- ・茅葺作業見学会
令和5年11月18日(土) 参加者191名
令和5年11月30日(木) 橘小学校3年生

⑤局間連携等

- ・令和5年度宮前市民館市民自主学級「宮前を知ろう歩いて楽しもう」への講師派遣
令和5年9月3日(日)
平瀬川流域の弥生時代
令和5年9月17日(日)
橘樹郡家前史-たちばなの始まりから評家の成立まで-
令和5年10月1日(日)
山城を歩く

5 埋蔵文化財の活用

(1) 小学校への講師派遣

- ・日吉小学校への講師派遣
令和5年6月22日(木)、29日(木)
22日:「川崎の縄文時代と弥生時代について」
29日:「加瀬山の古墳について」
- ・宮崎中学校への講師派遣
令和5年9月12日(火)
「川崎の古墳について」

- ・梶ヶ谷小学校への講師派遣
令和5年9月29日(金)
「西福寺古墳について」
- ・野川小学校への講師派遣
令和5年10月24日(火)
「橘樹官衙遺跡群について」

(2) 職場体験学習

- ・金程中学校
令和5年11月8日(水)
早野上ノ原遺跡第7次調査現場

(3) 講師派遣

- ・YOUテレビ「番組 横浜ミストリー」現地案内
令和5年5月19日(金)
「横浜ミストリー「秋草文壺」」
- ・宮前老人福祉センターへの講師派遣
令和5年10月31日(火)
「宮前の郷土を巡るまち歩き」
- ・多摩川野焼き土器づくりの会への講師派遣
令和5年12月14日(木)
「早野上ノ原遺跡第7次調査の現地案内」
- ・かわさき歴史ガイド協会への講師派遣
令和6年3月4日(月)
「夢見ヶ崎の古墳群について」
- ・神奈川県立東高根森林公園への講師派遣
令和6年3月24日(日)
「東高根遺跡とその周辺について」

(4) 埋蔵文化財調査成果の公開

- ・早野上ノ原遺跡第7次調査現地見学会
令和5年11月3日(金・祝) 参加者61名

6 文化財調査活動

文化財調査員	保存状況調査(彫刻・絵画) 市内無形民俗調査
調査委託	市内古文書所在調査
文化財ボランティアとの協働調査	市域石造物の現況確認調査 庚申塔164件

7 文化財の保護・公開及び記録の作成

(1) 市指定文化財所有者への助成

市指定文化財所有者に管理奨励金を交付した。

(2) 無形民俗文化財の保護

指定民俗芸能保存団体(5団体)と川崎市民俗芸能保存協会の技芸継承事業等へ補助金を交付した。

- ・第46回川崎市民俗芸能発表会(主催:川崎市民俗芸能保存協会 共催:川崎市教育委員

会)の準備(開催は令和6年4月21日)

(3) 指定文化財等現地特別公開事業

- ・川崎大師平間寺「遊山慕仙詩碑」
日 程：令和5年4月26日(水)
会 場：川崎大師平間寺
- ・関連講座「大師流入門 - 遊山慕仙詩碑の文字を書く -」
日 程：令和5年4月26日(水)
会 場：川崎大師教学研究所
講 師：中谷正(川崎大師平間寺 法務部法務課浄書室)

(4) 指定文化財の保存・修理

令和元年東日本台風により被災した考古資料のうち、細山坂東谷古墓出土火葬骨蔵器7点、下原遺跡縄文時代後晩期出土品3点の保存修理を行った。

(5) 図書の刊行

- ・『川崎市文化財調査集録』第58集
- ・『令和4年度 川崎市埋蔵文化財年報』

8 史跡の整備と保全

(1) 史跡環境整備

市内の史跡等を良好な環境で保存し、活用するため環境整備を地元の関係団体へ委託した。

- ・史跡橘樹官衙遺跡群(橘樹郡衙跡史跡保存会)
- ・県史跡子母口貝塚(子母口貝塚史跡保存会)
- ・五所塚(五所塚史跡保存会)
- ・芭蕉の句碑(芭蕉の碑保存会)
- ・県史跡馬絹古墳(馬絹古墳史跡保存会)
- ・平台庚申塔(平台庚申塔史跡保存会)

(2) 史跡保守管理

史跡橘樹官衙遺跡群内に所在する「たちばな古代の丘緑地及び西側隣接地」の除草、剪定を実施するとともに、県史跡馬絹古墳の史跡保守管理として樹木剪定や県史跡子母口貝塚保存敷地の除草等を行った。また、宮前区馬絹に所在する県史跡馬絹古墳の横穴式石室を保存・管理するため、石室内の温湿度を計測し、データ解析を行った。

(3) 市重要史跡管理奨励

市重要史跡である「春日神社・薬師堂・常楽寺境内及びその周辺」内の個人所有地の保存管理を図るため、所有者に管理奨励金を交付した。

9 地名資料室の運営

地名に関する図書及び資料を収集、公開するとともに講座を開催した。また、地名教材を用いて、親

子向けの事業等を実施した。

(令和5年度 入室者 916人、図書利用者 406人、レファレンス利用者 86人)

(1) 夏休み学習相談

令和5年7月21日(金)～8月20日(日)
27日間 参加者22人

(2) 川崎地名塾(共催：てくのかわさき)

全6回 参加者218名

- ・第1回 令和5年9月10日(日)
演 題：「かわさきの地名?!」～聞いて見て知る身近な地名～
講 師：菊地恒雄(日本地名研究所 研究員)
- ・第2回 令和5年9月28日(木)
演 題：「川崎の道と地名Ⅰ」～道の定義とはたらき&北部編～
講 師：對馬醇一(郷土史研究家)
- ・第3回 令和5年10月29日(日)
場 所：「王禅寺道を歩くⅠ」宮崎大塚～白井坂
講 師：地名資料室職員
- ・第4回 令和5年11月5日(日)
場 所：「王禅寺道を歩くⅡ」白井坂～清水台～稗原
講 師：地名資料室職員
- ・第5回 令和5年11月19日(日)
演 題：中高生や最近川崎市に転入した皆様に伝えたい「川崎の歴史と地名」
講 師：篠宮敏(郷土史研究家)
- ・第6回 令和5年12月10日(日)
演 題：「川崎の地形と地名」～地形の成りたちからみる地名～
講 師：對馬醇一(郷土史研究家)

10 文化財審議会の活動

第1回：令和5年6月16日(金)

- ・令和4年度事業報告・令和5年度事業計画について
- ・川崎市市民ミュージアム収蔵品レスキューの状況について
- ・川崎市文化財保存活用地域計画における記載事項について
- ・史跡橘樹官衙遺跡群における史跡整備検討状況について 他

第2回：令和5年11月13日(月)

- ・第6回地域文化財決定に係る意見聴取
- ・史跡橘樹官衙遺跡群における活用事業について
- ・国登録有形文化財への登録に係る意見具申について

- ・「川崎市文化財保存活用地域計画」(案)について 他

第3回：令和6年2月16日(金)

- ・市重要郷土資料の指定について
- ・「川崎市文化財保存活用地域計画」(案)について
- ・橘樹官衙遺跡群の整備の進捗について 他

11 川崎市文化財保存活用地域計画の策定

- ・パブリックコメント手続き
令和5年12月4日(月)～令和6年1月10日(水)
- ・教育委員会定例会において議決
令和6年3月12日(火)



川崎市文化財保護推進キャラクター
シッシー君

IV 教育施設

総合教育センター



構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階塔屋
敷地面積	5,639.00 m ²
延床面積	7,708.24 m ²
屋内施設	地下1階 理科準備室、理科・音楽・美術・家庭科・技術工芸研修室、第6研修室、運動機能・作業能力検査室、電気室、機械室
1階	総務室、教育相談センター、第1研修室、特別支援教育センター、相談スタッフルーム、多目的相談室、第1～5相談室、教育相談室、第1・第2プレイルーム、ギャラリー、第1会議室
2階	カリキュラムセンター、児童生徒教育相談室、学校生活ルーム、健康教育資料室、教育情報サロン（かわさき T's スクエア）、第3プレイルーム、聴能言語検査室、日常生活ルーム、資料室、試写室
3階	情報・視聴覚センター、第2～5研修室、コンピュータ研修室、第2～4会議室、情報処理室、調整室、スタジオ

総合教育センターは、①学校教育・社会教育・家庭教育に関し、時代に応じた基礎的、実践的、先導的な調査研究及びそれぞれの教育関係職員などの研修を受け持つ「教育センター」②市民の要請に応じられる幅広い内容を持つ教育相談及び特別な教育的ニーズのある子どもへの支援を中心とする「教育相談・特別支援教育センター」③教育に関する情報及び資料・教材などの整備・蓄積と提供サービスを行う先端的情報処理機能を併せ持つ「情報・視聴覚センター」の三つの部門から構成されている。

そしてこれらが単なる複合施設にとどまることなく、それぞれの特性を發揮しながら、相互の関連を密にして機能することにより、さらなる相乗効果をあげ、本市における研究・研修の中心的施設として、昭和59年6月に着工され、昭和60年12月に完成、昭和61年5月に開所されたものである。

1 施設の概要

本施設は、外観の形状がユニークであると同時に内部の各室も画一化を避け、機能・形状に特性を持たせている。又、コンピュータを中心とした情報機器類や音声映像装置などを取り入れ、研究・研修、教育相談、学習情報提供サービスに活かされるように工夫されている。

2 調査研究

令和5年度の調査研究は、実践研究主題を「自己実現を図り、持続可能な社会を創る資質・能力の育成」として研究を推進した。

研究領域	研究会議名	研究主題
長期研究員・研究員による実践研究	外国語教育	自分で選択して伝えるやり取りの言語活動をめざして — 一気付きを促す Teacher Talk とその支援 —
	キャリア・パスポート	自己理解を深める「キャリア・パスポート」の効果的な活用 — 自分のよさや可能性を高めようとする姿をめざして —
	学力分析	川崎市学習状況調査の結果活用に関する研究 — 資質・能力の育成をめざした授業改善のための、調査結果活用モデルの開発 —
	高校教育	高等学校における、授業改善に向けたはじめの一步 — 思考プロセスの可視化「あいだのいちまい」による形成的な評価の実践を通じて —
	GIGA 端末活用	GIGA 端末を活用し、自らの学習を調整する児童生徒の育成 — 振り返りの場面における学習記録の共有を通して —
	支援教育	子どもの実態に合った支援方法を立案できる対話をめざして

		—行動とその前後の出来事の観察から—
カウンセラー研究員の実践研究	カウンセラー研究	適切な生徒理解に基づく生徒指導のための一考察 —児童生徒指導ハンドブック 2023 の活用を通して—
指導主事・研究員による実践研究	社会科	主体的に問題・課題を解決し、社会に関わろうとする態度の育成 —子どもたち一人一人が単元を見通し、振り返り学習過程・活動を通して—
	図画工作・美術	自分らしい表現を目指して試行錯誤する子どもの育成 —お互いのよさを認め合う鑑賞と試して表現する活動を通して—
	総合的な学習の時間	子どもが「～したい」という思いや願いをもって主体的に探究活動に取り組む姿を目指した単元づくり —動機付けと課題設定の在り方に着目して—
	道徳	深い学びへとつなぐ、「道徳的価値」や「教材」への自我関与
	健康教育	不安や悩みを伝える大切さについて学ぶ授業づくり —発達段階に応じたアプローチ—
調査・基礎研究	カリキュラムセンター	R4「1人1台端末」を効果的に活用した学習指導に関する研究 R5 川崎市学習状況調査のデータの利活用に関する研究
	情報・視聴覚センター	情報教育（情報モラル教育）の実態についての調査・基礎研究
	教育相談センター	不登校児童生徒の抱える背景と支援の実態についての調査・基礎研究
	特別支援教育センター	児童生徒の困難さに応じたGIGA端末の活用に向けた研究
施策研究	カリキュラムセンター	新川崎市学習状況調査の分析及び活用とスタディ・ログに係る研究
		習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に係る研究
		かわさきGIGAスクール構想に係る研究
		全国学力・学習状況調査の分析及び活用に係る研究

(1) 研究報告

ア センターの研究報告会(令和6年1月24日)
当センターの実践研究及び調査・基礎研究を報告し、研究協議、指導講評を通して研究の成果を市内の学校、社会教育機関に還元した。

研究報告：12分科会（オンライン含む）

参加者：615名

イ 教育研究所連盟等対外研究発表

・神奈川県教育研究所連盟 第70回教育研究発表大会（県立総合教育センター）

研究発表：6分科会

参加者：41名

・関東地区教育研究所連盟 第94回研究発表大会

(2) 研究冊子等の発行

「研究紀要」37号の刊行。各研究機関、市内学校教育・社会教育機関へ配布した。

3 教育関係職員研修

(1) 目的

教育関係職員等を対象に、川崎市教職員育成指標に基づいて専門性の確立とライフステージに応じた資質・能力の向上をめざし、充実・精選した研修を行い、本市教育の発展に資する。

(2) 基本方針

- ア 各センターの連携を図り、ライフステージに応じた研修を推進し、系統的に研修できるようにする。
- イ 各研修においては、適切な講師の招聘及び内容の焦点化、実施形態や実施方法の工夫・改善を図り参加者にとって有意義な、魅力ある研修とする。
- ウ 各研修においては、実践的・体験的な内容を多く取り入れる。また、演習や実習等で使用する資料は、各学校等での実践に活用できるようにする。

(3) 重点課題

- ア 川崎市教職員育成指標に基づき、各研修で育成をめざす資質・能力を明確にし、教員の多忙化につながらないようにしながら、研修内容を見直す。
- イ 教員がよりよく資質・能力を向上させていくために、研修・研究と実践との往還を意識したり、校内OJTを活性化させたりしているかを確認する。（研修の還元状況の把握に努める。）

(4) 研修の推進

基本方針及び重点課題に基づき、令和5年度は次の研修を実施した。

ア 必修研修

①ライフステージに応じた研修

- ・新規採用教員研修（養護教諭、学校栄養職員を含む）
- ・年次別研修（2年目教員、3年目教員、2校目異動者、中堅教諭等資質向上、15年経験者）
- ・新任総括教諭研修
- ・管理職研修（新任校長、新任教頭、校長、教頭）

②経験に応じた研修

- ・小学校夏季体育実技
- ・中学校夏季体育実技
- ・小学校新規採用教員水泳実技
- ・小学校音楽科実技
- ・中学校理科教員安全指導等
- ・小・中学校合同道徳教育

③その職に応じた研修

- ・新任教務主任
- ・養護教諭
- ・学校プール安全衛生・蘇生法
- ・中学校外国語教育指導力向上
- ・高等学校外国語教育指導力向上
- ・小学校外国語教育推進担当者（CET）
- ・理科主任研修会
- ・道徳教育推進教師
- ・キャリア在り方生き方教育・進路指導
- ・特別支援学級等新担任者
- ・特別支援学級等新担任者2年目
- ・特別支援学校2年目
- ・通級指導教室新任担当者等
- ・支援教育コーディネーター養成
- ・新任栄養教諭
- ・GIGAスクール構想推進教師（GSL）研修
- ・情報教育学校担当者
- ・学校ウェブサイト担当者

イ 希望研修

- | | |
|---------------|------|
| ① ICT活用研修 | 3講座 |
| ② 授業力向上研修 | 15講座 |
| ③ 教育課題研修 | 14講座 |
| ④ 職能別スキルアップ研修 | 3講座 |

ウ リクエスト研修（学校支援研修）

各学校の要請に応じて、担当指導主事が個々に支援や助言等を行った。

エ その他の研修

教育研究（部）会等との共催研修を行った。

4 教育の情報化

「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、教育の情報化を推進するため、市立学校のICTの環境整備、市立学校の教育用ネットワーク（学習用・校務用・図書館用）の運用管理、教員の授業力向上に向けてICT活用指導力を高めるための研究・研修、教職員の業務の効率化を図るためのシステムの運用等を行った。

特に、国より提唱された「GIGAスクール構想」の実現に向けたGIGA端末の活用について関係部署と連携を図りながら円滑に行った。

また、即時性の高い学校ウェブサイトを目指し、CMS（コンテンツマネジメントシステム）の運用を進めた。

(1) 教育の情報化に向けた研究の推進

長期研究員と研究員による「GIGA 端末を活用し、自らの学びを調整する児童生徒の育成」の研究を行った。また、市内2校の教育情報化推進モデル校と推進協力校13校での実践をもとに研究を進め、好事例を教職員向け情報共有サイトで公開した。

(2) 授業力向上に向けたICT活用指導力を高めるための研修の充実

指導力の向上や確かな学力の育成、校務の標準化・効率化を図るために、効果的なICT機器の活用研修を推進した。

- ・校務支援システム研修（全4回）
- ・ICT活用研修（希望研修3回）
- ・リクエスト研修（情報5回・GIGA12回）
- ・情報モラル研修（希望研修1回）
- ・「かわさきGIGAスクール構想」実現に向けた研修（GSL研修3回・希望研修20回）

(3) 市立学校等ICT機器の計画的整備

「かわさきGIGAスクール構想」の実現に向けたICT環境の整備及び保守運用を進めた。

<整備及び保守運用の内容>

- ・児童生徒1人1台分のコンピュータ端末の保守運用
- ・1人1アカウントの保守運用
- ・ICT支援員の配置
- ・緊急時対応用モバイルWi-Fiルーター・回線確保
- ・大型提示装置及びテレビスタンドの更新、老朽化テレビの処分

(4) 教育情報ネットワークシステムの活用促進

- ・教育情報・学習指導案データベースの有効活用
- ・学校ウェブサイトの更新・充実への研修等の支援
- ・図書館総合システムの有効活用

(5) 校務支援・学務システム等の活用促進

教員の校務の効率化と重要情報保護の観点から校務支援システムや学務システムの円滑な運用を図った。新校務支援システム（C4th）の機能拡張した「ダッシュボード」について、操作等を支援するために訪問サポートを行い活用の促進を図った。

(6) 教職員の情報モラルの徹底と市立学校の情報セキュリティの向上

「川崎市セキュリティ基準」の改正に伴い、情報送信の方法等について学校情報セキュリティ対策基準の改定を行うとともに、個人情報や共有フォルダ等の扱い方について、教職員に対し情報モラルに関する研修や資料提供を行った。

(7) 市立学校インターネット問題に対する取組の推進

「川崎市立学校インターネット問題相談窓口」での相談（電話・メール）件数は年間51件

保護者・大人向けにネットトラブルの未然防止及び啓発等のため、「川崎市版 保護者向けインターネットガイド」を作成し、全小1～高3保護者・教職員に配布

した。

5 視聴覚教育

市民の学習ニーズがますます多様化、高度化、個性化する中で、視聴覚媒体による情報提供は、一段と重要性を増しつつある。視聴覚センターは、地域の情報センターとして、良質な視聴覚メディアを提供するなど、学習効果を高める条件整備に努めている。主な事業は、次のとおりであった。

(1) 視聴覚教材・機材の貸出業務

集配車を週2回(水・金)運行し、視聴覚ライブラリー(教育文化会館・各市民館)を窓口として貸出業務を行った。

令和5年度の教材・機材の貸し出し本数は215本、利用人数は7,661人であった。

(2) 平和教育推進事業

関係各局で実施する平和教育推進事業の一つとして、平和教育映像教材等連絡調整会議を開催し、平和教育等に関する映像資料に関する助言を得て、11作品を購入した。

(3) 第41回「わが町かわさき映像創作展」

児童・生徒、学生自らの創造的な映像制作活動や教職員による教育的映像創作活動を通して、日常生活の中に映像文化を高めることを目的とし、川崎市に関することや学校の教育活動で制作した映像悪品を募った。応募総数30点、入賞作品12点

6 教育相談・特別支援教育

(1) 相談

児童生徒が示す行動は、近年ますます複雑で多様化し、子ども本人・保護者、教師の悩みは深い。当センターでは、より良い援助ができるように、来所相談、電話相談の体制を整え研修を積み、相談活動の充実を図ってきた。

また、教育相談センターと特別支援教育センターは常に連携を取り、協力体制のもとに教育相談を進めてきた。教育相談センターが担当した令和5年度の相談では、性格・行動に関する内容が多く、新規来所相談のうち約7割は不登校に関するものである。

特別支援教育センターの令和5年度の新規来所相談件数は1,568件だった。小学校入学に関わる就学相談について、児童の障害の状態や保護者の意見の多様化等により合意形成が困難なケースが増えてきている。他機関を訪問する等、多様な場面での様子も把握しながら、適切な助言を行うなど工夫している。

学校コンサルテーションでは、来談者や学校の要請に基づき、教育相談や特別支援教育に関する支援を行った。特別支援教育に関しては、検査結果報告書を作成した(381件)。また、多様化する相談内容に適切に対応できるよう相談員の研修に努めている。

(2) ゆうゆう広場

市内6か所に設置しているゆうゆう広場(みゆき・さいわい・なかはら・たかつ・たま・あさお)では、通級

する不登校の児童生徒に対し、小集団での体験活動・学習活動等を通して、自主性の育成や人間関係の適応性を高めることにより、学校や社会への復帰につながるよう支援・援助を行っている。令和5年度は、小学生106名・中学生146名の計252名が通級した。また、ゆうゆう広場専用のマイクロバス「ゆうゆう広場号」の活用により、いろいろな施設利用が定着し、活動の面でもその幅が大きく広がっている。

(3) 不登校家庭訪問相談

不登校家庭訪問相談事業では、学校に行けない(不登校)、あるいは家に閉じこもり気味の状態である子どもの家庭を家庭訪問相談員が訪問している。令和5年度の訪問件数は34件であり、延べ166回の相談を行った。

(4) スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラー

スクールカウンセラーを市立全中学校、市立高校に配置し、令和5年度の相談延べ人数は24,581人であった。

また、令和4年度より、学校巡回カウンセラーを7名から15名に増員し、市立小学校へは、月2回程度の定期派遣を開始したが、加えて特別支援学校への定期派遣も開始した。学校巡回カウンセラーの年間相談延べ人数は15,868人と、前年度よりさらに増加し、学校での支援が定着してきていると考えられる。

この他、学校が関係する事件事故に対する緊急支援としてのカウンセラーの派遣も行い、児童生徒の心のケアにあたった。

(5) 特別支援教育の振興

第2期川崎市特別支援教育推進計画に基づき、以下の事業等に取り組んだ。

① 一貫した相談支援体制の整備

- ・学習指導要領に基づいた個別の教育支援計画(サポートノート)の活用推進
- ・就学相談・教育相談における書式の活用推進

② 特別支援学校の機能拡充と特色ある学校づくり

- ・特別支援学校の地域支援体制(センター的機能担当教員による巡回・要請支援)の充実

③ 小・中・高等学校における支援教育の推進

- ・全校種で支援教育コーディネーターに名称統一
- ・全小学校に支援教育コーディネーター専任化に加えて、全中学校に支援教育コーディネーターが業務に専念できるよう非常勤講師を配置
- ・高等学校9校に高等学校支援員を派遣

④ 教員の専門性の向上(各種研修)等

- ・学校現場のニーズに即した研修内容の再構築
- ・合理的配慮提供、ユニバーサルデザインの授業に関わるリクエスト研修の実施

7 外国語指導助手(ALT)等の配置事業

令和5年度は外国語指導助手(ALT)113名を小・中・高等学校、特別支援学校及びゆうゆう広場に計画的に配置した。また、小学校外国語(英語)教育中核教員研修、中・高等学校外国語(英語)教育指導力向上研修を実施し、教員の指導力向上を図った。

8 広報活動

総合教育センターの事業の紹介・報告、施設・教育機器

の利用促進を図るために、「所報」を年2回、「センター通信」を年3回発行した。また、研修、研究及び調査の報告をまとめた「事業報告書」を刊行した。

これらの刊行物を各教育機関や教育関係職員等に送付した。

9 ギャラリー

「川崎の教育を一目で」わかるようにと1階のギャラリーに関係資料を陳列した。小・中・高等学校、特別支援学校用教科書等の常設展示場（教科書センター）として設置されており、常時閲覧することができる。

10 運営会議

総合教育センターの運営について、14名の学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者によって構成される運営会議を開催した。なお、令和5年度は次のとおり開催した。

第1回 令和5年7月13日

第2回 令和6年3月14日

教育文化会館・市民館・分館

1 基本方針

教育文化会館・市民館・分館は、市民の学習の自由と自治を守り、市民主体の社会教育・生涯学習をつくってきた歩みをさらに力強いものにするために、次の基本方針により事業を実施している。

- (1) 市民一人ひとりの学習する権利と自由を保障し、市民の主体的な学習活動を振興する。
- (2) 人権尊重の精神に基づき、市民一人ひとりが互いに認め合い共に生きる社会の創造をめざす。
- (3) 市民の主体的な学習活動の振興を通して、市民参画と協働による市民自治の実現をめざす。

令和5年度も、社会や地域の課題の解決をめざした学びの場づくりへの市民参加を促進し、学びと人々のつながりづくりが、市民と市民、市民と職員との協働によって展開され、新たな公共性の創出に寄与することをめざした。

2 事業の柱

(1) 社会参加・共生推進学習事業

社会参加の機会を得にくい人（障がいのある人、外国人市民）を対象とした学習機会や、市民ボランティアとの共同学習の機会の提供により、社会参加促進や共に生きる地域社会の構築をめざす。

識字学習活動	外国人市民等が日本での生活を円滑に営めるよう、日常生活に必要な基礎的な日本語の学習を支援するとともに、学習者とボランティアが学び合う関係づくりをとおして、共に生きる地域社会の実現をめざす。 (R5:13 学級開設)
識字ボランティア研修	識字学習活動にこれから関わる人へ向けて、また現在活動中のボランティアの資質の向上を図る。(R5:18 研修開設)
社会人学級	様々な事情で十分学習できなかった人が、中学課程の国語、数学など日常生活に必要な基礎的教養を身につける機会として開設する。(R5:1 学級開設)
障がい者社会参加学習活動(令和6年度は障害者社会参加学習活動)	障がいのある人の社会参加を進めるため、地域社会での余暇活動の体験や交流により共に生きる地域社会の実現をめざす。(R5:7 学級開設)
障がい者ボランティア	障がい者社会参加活動の充実とボランティアの人権意識の向上をめざす

研修(令和6年度は障害者ボランティア研修)	して、障がい者の理解やボランティア活動のあり方についての研修を実施(R5:1 研修開設)
-----------------------	--

(2) 市民自治基礎学習事業

平和・人権・男女平等などの現代的・普遍的課題、子育てなど地域社会の課題を市民が共同で解決していくための多様な学びの機会を提供する。

[普遍的課題学習活動]

平和・人権・男女平等推進学習	共に生きる地域社会の創造をめざし、憲法、教育基本法の理念に基づき、平和や人権の尊重、性による差別や人権に関する問題解決に関して多様に学ぶ学級を、市民が企画に参加して開設する。 (R5:16 学級開設)
----------------	---

[世代別学習活動]

青少年教室事業	小学生・中学生・高校生等を対象として、青少年期の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地域の中での仲間づくり、つながりづくりを促進する。 (R5:12 学級開設)
成人教室事業	成人層を対象として、成人期の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地域での仲間づくり、つながりづくりを促進する。 (R5:3 学級開設)
シニアの社会参加支援事業	シニア世代等を対象として、地域課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供し、シニア世代等の市民がこれまで社会で培った豊富な経験と知識、多様な能力を活かし、これまで関わりの少なかった地域社会での様々な活動に参加できるよう支援する。 (R5:16 学級開設)
高齢者セミナー	高齢期の課題解決に向けた学習機会を提供する。また、学習を通じた、生きがいづくりや健康づくりを促進するとともに、幸福な高齢期をおくるための支援をする。 (R5:9 学級開設)

[子育て・共育学習活動]

家庭・地域教育学級	子どもを理解し、親の役割や家庭、地域の課題に関する学習機会を提供し、親として市民としての学びを支援する。(R5:21 学級開設)
市民館保育活動	親等の学習活動への参加や、乳幼児の育ちを支援するために、事業に併設する形で保育活動を実施し、地域で支え合う子育ての環境醸成をめざす。(R5:29 事業)
保育ボランティア研修	保育活動を支えるボランティアの資質の向上を図り、地域で支え合う子育ての環境醸成をめざす。(R5:3 研修開設)

[家庭教育推進事業]

P T A 家庭教育学級	子どもの理解や親の役割、家庭環境や地域課題をめぐる諸課題についての学習を、主に小・中学校 P T A を中心に開設する。(R5:112 学級)
子育て支援啓発事業	子育てに関する保護者同士の情報交換・交流のための広場の開設等を7行政区で実施する。(R5:17 事業)
家庭教育支援講座	家庭教育に関してより気軽に参加しやすい学習機会を提供するため、多様な主体と連携して講座やイベントなどを実施する。(R5:1 講座)

(3) 市民学習・市民活動活性化学習事業

活力ある地域社会の創造をめざし、地域課題学習や文化活動など市民の自主的な学習や活動を支援・促進する。

[市民自主学級・市民自主企画事業]

市民自主学級	地域や社会の問題の解決に市民自らが取り組んでいく上で必要な学びの場づくりを、市民と行政の協働により開設する。(R5:10 学級開設)
市民自主企画事業	地域の特性に応じた生涯学習・文化芸術の振興や市民の交流・ネットワーク活動など、多様な形態の事業を市民と行政の協働により実施する。(R5:18 事業実施)

[市民活動エンパワーメント事業]

市民エンパワーメント研修	生活・地域課題、今日的課題を市民自らが解決していくことができるように、市民活動、ボランティア活動に必要な学習として実施する。(R5:15 研修実施)
市民講師活用事業(令和6年度は市民講	様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が、地域の生涯学習における身近

師事業)	な学習支援者「市民講師」として活躍できるよう育成・支援を行う。(R5:11 学級開設)
リカレント教育推進事業	市民の学び直しの学習機会を提供することにより、市民自身が生涯にわたり学び続けていく自己啓発活動等の促進を図る。(R5:3 学級開設)
P T A 活動研修	各地区の特色を活かしながら、P T A 活動の更なる活性化を図るための研修を各区で実施する。(R5:7 研修実施)
生涯学習交流集会	いきいきとした各区の社会教育の展開に向け、市民と職員が意見を交換し、市民主体の地域の生涯学習を創り出すことをめざして実施する。(R5:11 集会実施)

[表現・舞台活動支援事業]

表現・舞台活動支援事業	市民の主体的で自由な表現活動を振興し、地域に根ざした市民の文化創造に資することをめざす。(R5:未実施)
-------------	--

[学習情報提供・学習相談事業]

市民の学習と活動を支援するため、様々な学習情報・市民活動情報の収集・整理・提供を行う。

(4) 市民・行政協働・ネットワーク学習事業

地域の生涯学習の推進や、子育て・福祉・環境などの様々な地域課題へ協働して取り組んでいくために、関係機関や学校、市民団体との連携を各区で進める。

(5) 現代的課題対応学習事業

社会の変化や折々の時代の要請に的確に対応し、喫緊の地域課題の解決に向けた柔軟な学習活動を推進する。

地域コミュニティ交流・学習事業	地域コミュニティの課題解決あるいは地域コミュニティの活動・交流に関わる学習機会を提供し、市民自らが地域の課題解決や活動・交流に参加していけるよう支援する。(R5:10 事業実施)
現代的課題学習事業	現代的、今日的な課題に係る学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援する。(R5:15 事業実施)

(6) 教育文化会館・市民館学習環境整備事業

教育文化会館・市民館・分館を市民の生涯学習、市民活動の拠点とするために、様々な学習環境を

整備する。

事業：各種広報活動、視聴覚ライブラリー事業
など

教育文化会館・市民館・分館施設一覧

教育文化会館

昭和42年4月設立
(旧産業文化会館、平成2年改名)

設備 会議室7、大会議室(300名)、学習室6、談話室、美術工芸室、実習室、茶華道教室、視聴覚教室、料理教室、イベントホール、ギャラリー、児童室

交通 JR川崎駅東口からバス「カルッツかわさき・富士見公園」下車1分、川崎駅下車15分



川崎区の面積は40.25k㎡で市内最大規模の面積である。地域は中央地区・田島地区・大師地区の3つに分かれている。工業・商業・行政の要地と住宅地が同居しながら変貌しつつある。また、外国人登録人口が市内で最も多く、多文化共生のまちとして生涯学習の展開が求められている。

教育文化会館大師分館

平成7年11月設立

設備 図書館、和室、学習室2、談話室、児童室、実習室

交通 京浜急行大師線川崎大師駅下車2分



大師分館は、京急川崎大師駅から徒歩2分の商業地域の13階建てマンションの2階部分を市民館と図書館とで占める都市型複合館である。宗教施設や商工業の町というイメージが強い大師地区だが、地域の伝統に基づいた新しい学習・文化のまちづくりの一端を担う施設として、地域住民の期待は高い。

教育文化会館田島分館

平成4年10月設立

設備 図書館、和室、学習室2、談話室、児童室、実習室

交通 JR川崎駅東口からバス「大島三丁目」下車2分



田島分館(プラザ田島)は地域の身近な生涯学習の拠点として親しまれている。近隣には、ふれあい館、朝鮮初中級学校、特別支援学校、こども文化センター、小・中学校、いこいの家や幼稚園も点在している。田島地区は商工業と住宅の混在する地域として、また、多様な価値観の並存する地域・高齢化率の市内で最も高い地域として等、様々に特徴づけられる性格も併せ持っている。こうした中で地域の人々による「発信」をめざし生涯学習事業を展開している。

幸市民館

昭和55年7月設立

設備 ホール(840席)、会議室4、大会議室(200名)、実習室、料理室、和室、音楽室、体育室、ギャラリー、児童室

交通 JR川崎駅・武蔵小杉駅からバス「幸区役所入口」下車2分



幸区は、7区の中で最も小さい区で、川崎駅西口など高層化された再開発地区と住宅と工場が混在した下町風な住宅地区を併せ持つ人口密度が高い地域である。川崎駅西口や操車場跡地の再開発が進み、大規模ショッピングセンターやK2タウンキャンパス、かわさき新産業創造センター、大型マンション等が整備されている。幸市民館では、多様な市民団体と連携しつつ、市民と協働で事業を展開している。

幸市民館日吉分館

平成15年7月設立

設備 図書館、学習室4、和室、実習室、児童室、談話室

交通 バス「夢見ヶ崎動物公園前」下車5分、JR新川崎駅下車10~15分



日吉分館は、基本構想づくりから市民と行政のパートナーシップにより整備が進められ、市民の希望とアイデアをつめこんだ生涯学習施設として平成15年7月に日吉合同庁舎3階に図書館と一緒に開館した。1階の日吉出張所との合築の利点を活かし、地域の身近な学習・文化活動の拠点として期待されている。



中原市民館

昭和49年6月設立(平成21年4月移転)

設備 ホール(375席)、会議室6、和室、料理室、実習室、視聴覚室、音楽室、体育室、児童室、ギャラリー、グループ室

交通 東急東横線・東急目黒線・JR武蔵小杉駅下車3分

中原区は川崎市のほぼ中央に位置し、JR南武線・横須賀線と東急東横線・目黒線が通る武蔵小杉駅を中心に、市の南北を結ぶ鉄道の連絡点であることに加え、東京・横浜の結節点となっているほか、駅前から各方面へ向かうバス路線網など交通の要衝となっている。区の人口は近年高層マンション建設の影響も受け増加を続け、人口密度も含めて7区中で最多となっている。市民館は武蔵小杉駅にある高層マンションの1・2階にあり、利便性の良さから、年間を通して多くの市民に利用され、親しまれている。



高津市民館

昭和49年7月設立(平成9年9月移転)

設備 ホール(600席)、会議室6、大会議室(300席)、和室、実習室、視聴覚室、音楽室2、料理室、児童室、体育室、ギャラリー、グループ室

交通 東急田園都市線溝の口駅・JR武蔵溝ノ口駅下車2分

JR南武線と東急田園都市線の交差する溝口・二子を中心に発展した高津区は、市内でも有数の商・工業集積地で交通の要衝でもある。区域は、工業・商業機能が展開する高津地区と、考古学上貴重な遺跡が残り都市農業も展開される住宅地域の橘地区で構成されている。区の人口は若干の増加傾向にある。市民館は平成9年9月に、溝口駅前の再開発ビル(ノクティ2)に移転した。駅前で交通の便が良いため、利用率は極めて高く多くの市民に利用されている。また、橘分館とともに、高津区における生涯学習の場・情報・機会提供の拠点として、より一層の期待が寄せられている。



高津市民館橘分館

平成5年10月設立

設備 図書館、学習室4、和室、実習室、児童室、談話室、ギャラリーコーナー

交通 バス「子母口住宅前」下車8分

橘分館は、高津区南部に位置し、中原区、宮前区、横浜市港北区に隣接する緑豊かな自然環境に恵まれた地域である。近年は周辺の宅地化が進み、人口が増加している。市民館・図書館両方の機能を併せ持つ当館は、身近な社会教育施設としての期待は高く、子どもからシニアまで多世代の市民に親しまれている。



宮前市民館

昭和60年7月設立

設備 ホール(910席)、会議室4、大会議室(210席)、和室、実習室、視聴覚室、料理室、体育室、ギャラリー、児童室、グループ室

交通 東急田園都市線宮前平駅下車10分

宮前区は、川崎市の北西部、多摩丘陵の一角に位置し、緑に包まれた自然豊かな地域である。昭和40年代に東急田園都市線や、東名川崎インターチェンジが開通・開設され、交通の利便性が高まったことから、郊外住宅地として開発が進んだ。今もなお宅地開発が進行し、人口が増加している。区民の市民活動に対する意識も高く、活発な地域活動が展開されている。市民館は生涯学習の拠点、世代間交流の場として利用され親しまれている。また今後、情報発信の場としての役割も期待されている。



宮前市民館菅生分館

昭和 62 年 4 月設立

設備 集会室、学習室、和室、児童室、談話室

交通 バス「蔵敷」下車 1～3 分

菅生分館は、急速な宅地開発が進む中、緑や畑がまだ多く残る向丘地区に設立され、利用者の大多数はこの地域の住民で占められている。もともと、強い住民要望により設立され発展してきた経緯もあり、多様な生活文化学習の場として根つき、地域活動の拠点として利用され、親しまれている。



多摩市民館

昭和 47 年 9 月設立(平成 9 年 1 月全面改築)

設備 ホール(908 席)、大会議室(200 席)、会議室 6、学習室 2、視聴覚室、料理室、和室、実習室、児童室、体育室、ギャラリー、グループ室

交通 小田急線向ヶ丘遊園駅下車 5 分

川崎の北部に位置する多摩区は、緑豊かな自然環境や、様々な文化施設、区にゆかりのある大学など豊富な資源に恵まれた地域である。多摩市民館は、多摩区における学習・文化活動の拠点として生活上の課題の発見、解決をめざして学習機会の提供、自主的な学習活動の場、交流ふれあいの場、さらには学習相談など、生涯学習のための社会教育機関としての役割を果たしている。



麻生市民館

昭和 60 年 7 月設立

設備 ホール(1,010 席)、大会議室(300 名)、会議室 4、和室、料理室、実習室、視聴覚室、体育室、ギャラリー、児童室

交通 小田急線新百合ヶ丘駅下車 3 分

麻生区は多摩丘陵の尾根に広がる緑豊かな自然環境と歴史的・文化的資産に恵まれた地域にあり、芸術・文化のまちづくりを進めている。区内では年間を通じて様々な芸術・文化イベントが開催されており、区民の学習意欲も高く、自主的な学習活動も様々な形で活発に展開されている。麻生市民館は小田急線の新百合ヶ丘駅から歩いてすぐのところにあるため利便性が高く、麻生区における生涯学習のための情報や機会を提供する拠点としての役割を果たしている。



麻生市民館岡上分館

昭和 53 年 5 月設立(旧岡上文化センター)

設備 集会室、和室、学習室、体育室、図書室、児童室、談話室

交通 小田急線鶴川駅下車 10 分

岡上は、麻生区南西部に位置し、町田市と横浜市青葉区に囲まれた、川崎市市の“飛地”という特異な行政区域であり、里地・里山など緑のうらおいにあふれ、また、古代遺跡や文化財が数多く残る、自然環境に恵まれた所である。分館は地域性を重視した文化・学習の場、ふれあいの場としての役割を果たしている。

図書館・分館・閲覧所

川崎市立図書館は、7地区館（川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生）、5分館（大師・田島・日吉・橋・柿生）、1閲覧所（菅）、自動車文庫1台のサービス体制で一体的な図書館活動を展開している。図書館は生涯学習社会を支え、市民の課題解決に役立つ資料・情報の専門機関として、また「読書のまち・かわさき」を担う重要な役割を担っている。資料収集については、限られた資料費のなかで、幅広い市民の学習・読書、課題解決のニーズに応えられるように効果的な選書、蔵書構成を追求している。また一般に流通している図書から地域で発行されるパンフレット類、様々な形態の資料など幅広く総合的に収集・保存し、提供できるように努めている。電子書籍サービスの試行実施後、本格実施へ向けての取組を進め、加えて令和5年度に図書館総合システムの更新を行った。図書館利用の新たなサービスの拡充を図るとともに、市立図書館と学校図書館の相互連携をさらに進めていく。

1 令和5年度の図書貸出・予約状況

令和5年度においては新型コロナウイルス感染症の位置づけが第5類感染症へ移行されたことにより、順次感染拡大防止策を縮小し、アフターコロナにおける図書館サービスのあり方を模索してきた。

手指消毒、手洗いは引き続き推奨し、カウンター職員のマスク着用についても、状況を踏まえて継続をしたが、おはなし会などの図書館イベントについては感染症対策を行いながら、定期的開催するなど、通常の図書館事業を実施することができた。

令和5年度利用統計としては、新図書館システムの稼働に伴い9月に約1ヶ月間、全館で部分開館（開架資料閲覧のみ）、臨時休館を行った影響もあり、令和4年度と比べると全体的に利用状況は減少した。個人利用統計については、1ヶ月にわたり貸出等ができなかったため、通常よりも減少幅が大きくなっている。個人貸出の冊数は566万冊となり、令和4年度から62万冊の減少となった。貸出人数についても25万人減の248万人となった。登録人数は一定期間利用のない登録を整理しているため1万人減の36万1千人となったが、その内令和5年度に1回以上貸出等を行った利用者人数は14万8千人と昨年度比3,000人程の減少にとどまっている。

次に予約受付件数についても、部分開館、臨時休館の影響から177万件と減少したが、1ヶ月平均は昨年度とほぼ同数の16万件となっている。これにより予約・返却回送は244万件と全蔵書数の約1.2倍の資料が各館を巡り、引き続き図書館資料が有効かつ効率的に利用されている状況を示している。

2 ICT化によるサービスの向上と運営の効率化

川崎市立図書館ではICT推進を重要施策として取り組んでおり、中原図書館の移転整備に合わせて10台の自動貸出機や無断持ち出し防止装置（BDS）、自動書庫、自動予約棚等を整備するとともに、地区図書館全館にも自動貸出機、BDSを導入してICTを活用した図書館サービスの向上を推進している。特に非接触による貸出の需要は継続して高く、自動貸出機については、自動予約棚のある中原図書館では利用率が85%に近づいているほか、川崎図書館においては40%近くの利用がある。その他30%を超える館もあり、自動貸出機の認知は高まっているが、今後も利用を呼び掛けていく。

さらに自動車文庫においても新システム稼働に合わせて、各ポイントで利用登録、資料の貸出・返却、検索・予約等が可能となり、従来帰館後に行っていた処理を現地でリアルタイムに行えるようになったことで自動車文庫利用の利便性が格段に向上した。

引き続き図書館資料のデジタルアーカイブ化を推進し、図書館における市制100周年関連事業においてもデジタル化による「かわさき電子図書館」への掲載などを検討しさらにデジタル化を進めていく。

3 「読書のまち・かわさき」の積極的な展開

「読書のまち・かわさき」への取組みとして、市立小中学校、大学、議会図書室、川崎フロンターレ、区役所、県立川崎図書館等との連携業務、図書のリユース、各種市民団体・機関等との連携等を広範かつ積極的に展開しながら、「第4次読書のまち・かわさき子ども読書活動推進計画」に基づく取組を引き続き推進した。また市立小中学校との連携については、小中学校全校及び特別支援学校図書館が図書館総合システムにより運用されているほか、授業支援（関係資料の収集・提供）、調べもの学習、図書館見学、職業体験等の受入にも取り組んできた。また「授業支援図書セット」の学校への団体貸出にも対応できるようにしているところである。

各区の学社連携会議については一部の区においてオンライン会議を行うなど、学校関係者がより参加しやすい形式を工夫した。総括学校司書やボランティア研修への協力、区内学校図書館との連携強化など、学校との連携について協議を進めた。

4 その他の事業等

各館において「今後の市民館・図書館のあり方」に基づいた取り組みを継続して実施した。

図書館・分館等一覧



川崎図書館

平成7年4月設立
蔵書数 178,362冊
交通 JR川崎駅下車2分



高津図書館

(昭和63年3月移転)
昭和12年4月設立
蔵書数 242,611冊
交通 JR武蔵溝ノ口駅
下車15分
田園都市線高津駅
下車5分



川崎図書館大師分館

平成7年11月設立
蔵書数 47,905冊
交通 京浜急行大師線川崎大師駅下車2分



高津図書館橋分館

平成5年10月設立
蔵書数 35,316冊
交通 バス「子母口住宅前」
下車8分



川崎図書館田島分館

平成4年10月設立
蔵書数 45,388冊
交通 JR川崎駅東口からバス
「大島三丁目」
下車2分



宮前図書館

昭和60年7月設立
蔵書数 224,065冊
交通 東急田園都市線宮前平
駅下車10分



幸図書館

昭和55年7月設立
蔵書数 150,188冊
交通 バス「幸区役所入口」
下車3分



多摩図書館

(平成9年1月移転)
昭和47年4月設立
蔵書数 267,757冊
交通 小田急線向ヶ丘遊園駅
下車5分
JR登戸駅下車15分



幸図書館日吉分館

平成15年7月設立
蔵書数 38,201冊
交通 バス「夢見ヶ崎動物公
園前」下車5分
JR新川崎駅下車10~15
分



多摩図書館菅覧所

平成5年9月設立
蔵書数 28,346冊
交通 JR稲田堤駅下車8分,
京王相模原線京王稲田
堤駅下車2分



中原図書館

(平成25年4月移転)
昭和35年4月設立
蔵書数 417,856冊
交通 JR・東急東横線
武蔵小杉駅下車1分



麻生図書館

昭和60年7月設立
蔵書数 209,120冊
交通 小田急線新百合ヶ丘駅
下車3分



自動車文庫「たちばな号」

昭和52年4月開始
積載可能冊数 約3,000冊
蔵書数 8,686冊
開設ポイント箇所 21カ所



麻生図書館柿生分館

平成15年6月設立
蔵書数 41,844冊
交通 小田急線柿生駅
下車5分

各図書館の蔵書数

(令和6年3月31日時点)

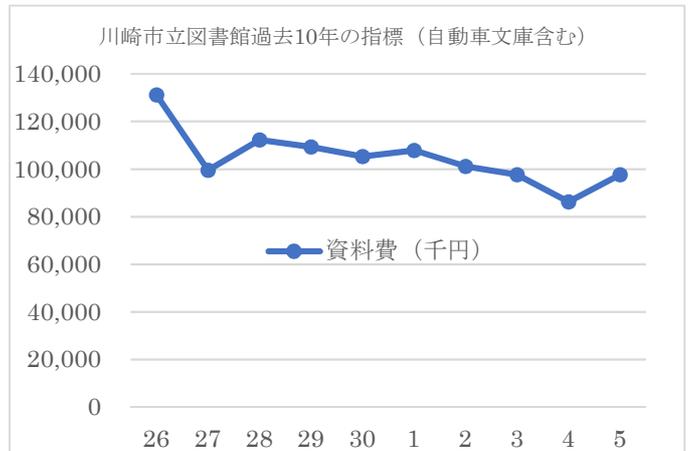
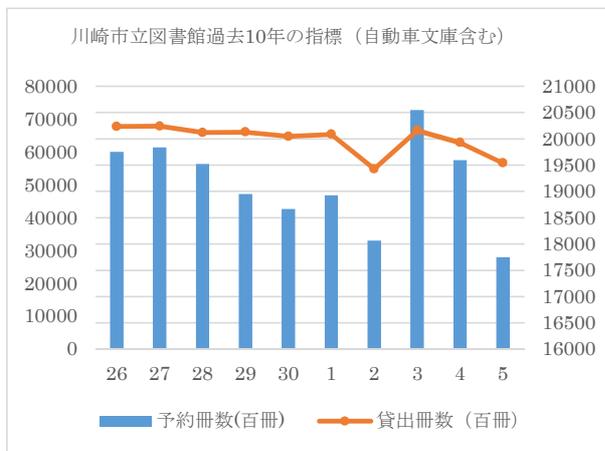
	蔵書数	(一般書)	(児童書)	(視聴覚資料)
川崎図書館	178,362	133,549	39,945	4,868
大師分館	47,905	30,574	17,327	4
田島分館	45,388	25,807	19,578	3
幸図書館	150,188	103,779	46,307	102
日吉分館	38,201	19,265	18,860	76
中原図書館	417,856	340,386	68,519	8,951
高津図書館	242,611	150,333	92,192	86
橘分館	35,316	19,619	15,693	4
宮前図書館	224,065	150,334	73,612	119
多摩図書館	267,757	202,344	60,998	4,415
菅閲覧所	28,346	16,828	11,517	1
麻生図書館	209,120	147,014	62,028	78
柿生分館	41,844	21,503	20,336	5
自動車文庫	8,686	2,986	5,700	0
合計	1,935,645	1,364,321	552,612	18,712

各図書館の貸出冊数

(令和6年3月31日時点)

	貸出冊数	(一般書)	(児童書)	(視聴覚資料)
川崎図書館	484,914	301,865	165,131	17,918
大師分館	105,757	52,447	52,544	766
田島分館	76,422	38,734	37,276	412
幸図書館	375,970	180,244	193,714	2,012
日吉分館	191,201	78,842	111,507	852
中原図書館	1,442,775	799,861	607,706	35,208
高津図書館	521,961	285,770	232,786	3,405
橘分館	143,053	68,260	73,719	1,074
宮前図書館	771,858	416,163	349,850	5,845
多摩図書館	594,443	336,438	242,220	15,785
菅閲覧所	127,999	78,149	47,856	1,994
麻生図書館	721,851	436,709	278,595	6,547
柿生分館	86,026	43,259	42,262	505
自動車文庫	15,429	4,216	11,213	0
合計	5,659,659	3,120,957	2,446,379	92,323

※システム改修のため9/4～9/30まで貸出・予約休止



資料費：図書・定期刊行物・視聴覚資料の購入費

日本民家園



敷地面積	32,387 m ²
主な施設	古民家など 25 件（国指定重要文化財 7 件、国指定重要有形民俗文化財 1 件、県指定重要文化財 10 件、市指定重要歴史記念物 7 件）、本館（展示室・事務室）、伝統工芸館

日本民家園は、わが国の伝統的な木造建造物である古民家を将来にわたって残すため、昭和 42 年に開園した野外博物館である。主に江戸時代の古民家を中心に、25 件が移築・復原されており、本館では民家の基礎知識が学べる資料が展示されている。

また、古民家を活用した体験講座、民家園まつり、旧所在地交流事業、芸能公演、各種催し物の他、年中行事展示や炉端の会（ボランティア）による床上公開なども行っている。

平成 25 年度から施設維持管理、広報業務の一部を指定管理へ移行し、生田緑地の横断的管理による効率化と、緑地の魅力向上に努めている。令和 6 年度は企画展示「くらやみ一夜と眠りのフォークローア」、「おじいさんは山へしば刈りにー山と川の生活史Ⅰー」、「おばあさんは川へ洗たくにー山と川の生活史Ⅱー」を開催予定。また、旧井岡家・旧作田家の耐震補強工事、旧北村家の屋根等修理工事、旧山田家ほか補修その他設計のほか小破修繕等を実施予定。

（以下、令和 5 年度報告）

1 展示

(1) 古民家展示

古民家等の文化財建造物は移築の際に調査を行い、できるだけ当初の姿に復原。古民家内には生活用具、農具等の民具を展示

(2) 本館展示

民家及び民俗に関する展示を実施

(3) 石造物展示

道祖神などの石造物を、園路沿いに展示

(4) 年中行事展示（月替わり）

(5) 雪囲い展示（11 月～3 月）

茅などで家の周囲を囲い、雪と寒さを防ぐもの

(6) 企画展示

「東北の手仕事Ⅰ わら」

「東北の手仕事Ⅱ 布」

「くらやみ一夜と眠りのフォークローア」

2 教育普及活動

(1) 体験講座

わら細工、竹細工、はた織り、藍染め

(2) 芸能公演

人形浄瑠璃公演「玉藻前囃袂 道春館の段」

(3) 催物

ア お月見トーク

イ 特別実演「お蚕さまの絹糸-糸繰り実演-」

ウ 民家園で福招き！

エ 船越の舞台内部公開

オ その他ーむかし遊び、ベーゴマ大会、古民家カフェ、夜間公開

(4) 民家園まつり

(5) 旧所在地交流事業

(6) 民具製作実演 わら細工、竹細工、はた織り

(7) 床上公開

囲炉裏に火を入れ、2～4 件床上部分を公開

(8) 民家解説（建築、暮らし、子ども向け）、企画展示解説

(9) 学校体験学習

希望校に抽選で体験学習（昔の運搬体験・昔のあかり体験・井戸汲み）を実施

(10) 博物館実習生受入

(11) 講座「夜の民俗」

3 調査研究・資料整理

(1) 企画展示図録『くらやみ一夜と眠りのフォークローア』

(2) 民家園だより vol.98、99

4 施設維持管理

(1) 耐震補強工事（旧作田家）

(2) 屋根修理他工事（旧伊藤家・蚕影山祠堂）

(3) 屋根修理他工事設計（旧北村家・旧野原家他）

(4) 園路・排水整備工事（旧山下家周辺）

(5) 園内支障木管理

(6) シロアリ調査 等

5 入園者数

令和 5 年度：115,373 人



耐震補強工事中（重要文化財旧作田家住宅）

青少年科学館(かわさき^{そら}宙と緑の科学館)



構造	自然学習棟 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 研究管理棟 鉄筋コンクリート造
延床面積	3,116.65 m ²
主な施設	
自然学習棟	プラネタリウム (200 席) 展示室、カフェテリア、ミュージアムショップ 学習室、実験室、アストロテラス
研究管理棟	標本製作室、図書資料室、ミーティングルーム 調査研究室、天体観測室
屋外展示	D51 形蒸気機関車

生田緑地に立地する市内唯一の自然科学系の登録博物館で、平成 24 年 4 月に通称「かわさき^{そら}宙と緑の科学館」としてリニューアルオープンした。

令和 5 年度については、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、プラネタリウムの座席数や講座等の定員、運営方法について、段階的にコロナ禍前に戻しながら開館業務並びに各種事業等の博物館活動を行い、約 24 万人の来館者を迎えた。

(以下、令和 5 年度報告)

1 展示事業

(1) 自然分野

川崎の大地、丘陵の自然、生田緑地ギャラリー、街・多摩川の自然、気象、生田緑地の四季だより、ピックアップテーブル、生田緑地マップ

(2) 天文分野

太陽系の天体、恒星と銀河、宇宙の構造、旧プラネタリウム投影機、オーロラ写真企画展、企画展「誕生 100 年 プラネタリウムの舞台裏」、出張企画展 (東海道かわさき宿交流館)

(3) 科学分野

科学工作展示

2 教育普及事業

(1) 自然分野

- ア サイエンスワークショップ (自然分野)
- イ サイエンス教室 (自然分野)
- ウ 自然サポーター研修会
- エ 生田緑地観察会

オ 地層・林の観察、総合的な学習の時間

(2) 天文分野

ア プラネタリウム投影 (学習投影・一般投影・特別投影・イベント投影)

イ 星を見る夕べ

ウ かわさき星空ウォッチング (出張観望会)

エ アストロテラス公開 (太陽の観察)

オ サイエンス教室 (天文分野)

カ 天文サポーター研修会

キ プラネタリウムワークショップ

ク 出張プラネタリウム投影会 (東海道かわさき宿交流館)

(3) 科学分野

ア サイエンスワークショップ (科学分野)、サイエンスショー

イ サイエンス教室 (科学分野)、子ども創意くふう教室

(4) 学校支援

ア 中学校連合文化祭への協力

イ 小中学校理科優秀作品展

ウ 中学校職場体験の受入れ

(5) 21 世紀子どもサイエンス事業

ア ワクワドキドキ玉手箱の運用 (出前科学実験教室)

イ ゆうゆう広場科学実験教室

ウ 科学サポーター研修会

エ かわさきサイエンスチャレンジへの出展

3 調査研究事業及び収集保存事業

(1) 市内の自然に関する資料収集、調査研究

(2) 太陽黒点観測調査

(3) 気象観測記録

(4) 天文に関する調査研究・資料収集

(5) 学習教材の調査研究・科学教室の資料収集

4 ネットワーク事業

(1) 日本民家園との連携による七夕・お月見イベントの開催

(2) 専修大学共催「FIELD MUSEUM 展」の開催

5 利用状況 (令和 5 年度)

入館者数	238,240 人
うちプラネタリウム観覧者	78,178 人
うち講座等参加者	8,484 人



企画展「誕生 100 年 プラネタリウムの舞台裏」より

学校給食センター

本市では、中学校給食を実施するにあたり、学校給食センターをPFI方式により3か所整備し、平成29年度から中学校において完全給食を提供している。

(南部学校給食センター)



所在地 幸区南幸町3丁目149番地2
敷地面積 8,704.60 m²
建築面積 5,484.52 m²
延床面積 7,230.39 m²
構造 鉄骨造地上2階
稼働開始 平成29年9月
供給能力 15,000食/日 (アレルギー対応食150食/日)
配送対象中学校 22校

(中部学校給食センター)



所在地 中原区上平間1700番地373
敷地面積 7,186.95 m²
建築面積 3,320.07 m²
延床面積 4,753.45 m²
構造 鉄骨造地上2階
稼働開始 平成29年12月
供給能力 10,000食/日 (アレルギー対応食100食/日)
配送対象中学校 14校

(北部学校給食センター)



所在地 麻生区栗木2丁目8番5号
敷地面積 2,757.60 m²
建築面積 1,461.51 m²
延床面積 4,216.88 m²
構造 鉄骨造地上3階・地下1階
稼働開始 平成29年12月
供給能力 6,000食/日 (アレルギー対応食60食/日)
配送対象中学校 12校

V 資 料

教育委員会議事案件（令和5年度）

開催日	議事番号	議事名
4月7日 定例会	報告事項 No.1 報告事項 No.2 報告事項 No.3 報告事項 No.4 報告事項 No.5 報告事項 No.6 報告事項 No.7 報告事項 No.8	請願第2号（令和4年度）（2024年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願書）の報告について 令和5年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について
4月25日 臨時会	請願第2号（令和4年度） 議案第1号 議案第2号 報告事項 No.1 報告事項 No.2 報告事項 No.3 報告事項 No.4 議案第3号	2024年度使用教科書の採択に関し、「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願について 令和6年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について 令和6年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について 令和5年第1回市議会定例会について 市議会請願・陳情審査状況について 「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」における自己点検について 令和4年度川崎市社会教育委員会議の活動について 人事について
5月16日 定例会	報告事項 No.1 議案第4号 報告事項 No.2 報告事項 No.3 報告事項 No.4 報告事項 No.5 報告事項 No.6 報告事項 No.7	叙位・叙勲について 令和6年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について 陳情第1号の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 学校給食センター整備等事業 PFI事業中間評価について （仮称）川崎市民館・労働会館の再編整備について 八ヶ岳少年自然の家の整備について 新川崎地区新設小学校の開校に向けた取組について
6月6日 定例会	報告事項 No.1 議案第5号 議案第6号 報告事項 No.2 報告事項 No.3 報告事項 No.4 報告事項 No.5 報告事項 No.6 報告事項 No.7	令和5年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について 令和6年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について 川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分報告について 市立図書館のシステム更新に伴うサービスの停止及び休館について 八ヶ岳少年自然の家の再編整備について 令和4年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額等の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について
7月21日 定例会	報告事項 No.1 議案第7号 報告事項 No.2 報告事項 No.3 報告事項 No.4 議案第8号	教科用図書採択の傍聴人の定員等について 川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 人事について

	議案第 9 号 議案第 10 号	川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について
8 月 8 日 定例会	報告事項 No.1 報告事項 No.2 報告事項 No.3 議案第 11 号 報告事項 No.4 報告事項 No.5	陳情第2号の報告について 令和5年第3回市議会定例会について 市議会請願・陳情審査状況について 令和6年度教職員人事異動方針について 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について
8 月 20 日 臨時会	議案第 12 号 議案第 13 号 議案第 14 号 議案第 15 号 議案第 16 号 議案第 17 号 議案第 18 号 議案第 19 号	令和6年度使用小学校教科用図書の採択について 令和6年度使用中学校教科用図書の採択について 令和6年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について 令和6年度使用高等学校教科用図書の採択について 令和6年度使用特別支援学校教科用図書の採択について(学校教育法第34条第1項検定済教科用図書) 令和6年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科用図書) 令和6年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(学校教育法附則第9条教科用図書) 令和6年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について(学校教育法附則第9条教科用図書)
8 月 22 日 臨時会	報告事項 No.1 議案第 20 号 報告事項 No.2 報告事項 No.3 報告事項 No.4 報告事項 No.5 報告事項 No.6 報告事項 No.7 報告事項 No.8 報告事項 No.9 報告事項 No.10 報告事項 No.11 報告事項 No.12 報告事項 No.13 議案第 21 号 議案第 22 号	令和5年度全国学力・学習状況調査結果報告について 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書(令和4年度版)について 「川崎市総合計画」第3期実施計画・令和4年度事務事業評価結果について 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について 令和4年度公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について 令和4年度公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について (仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備について 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について 川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について 令和4年度川崎市一般会計教育費の決算について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 人事について 人事について
9 月 19 日 定例会	陳情第 2 号 議案第 23 号 報告事項 No.1 議案第 24 号	川崎市の教職員の基本的な人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情Ⅰについて 川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 人事について
10 月 24 日 定例会	報告事項 No.1 報告事項 No.2 報告事項 No.3 報告事項 No.4	請願第1号の報告について 令和5年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について 令和5年度川崎市学習状況調査結果報告について 令和4年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について

	<p>議案第 25 号 議案第 26 号 議案第 27 号 報告事項 No.5 報告事項 No.6 報告事項 No.7 報告事項 No.8 報告事項 No.9 議案第 28 号 議案第 29 号 議案第 30 号</p>	<p>て 令和6年度川崎市立高等学校入学定員について 川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定について 川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定について 令和5年度優良PTA表彰及びPTA活動功労者表彰について 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 第3期川崎市文化芸術振興計画の策定について 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理予定者の決定について 人事について</p>
11月14日 定例会	<p>報告事項 No.1 報告事項 No.2 報告事項 No.3 報告事項 No.4 報告事項 No.5 報告事項 No.6 報告事項 No.7 報告事項 No.8 報告事項 No.9 報告事項 No.10 報告事項 No.11 報告事項 No.12 議案第 31 号 議案第 32 号 議案第 33 号</p>	<p>叙位・叙勲について 令和5年第4回市議会定例会について 市議会請願・陳情審査状況について 陳情第6号の報告について 陳情第7号の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針(案)の策定について 麻生区内学校施設包括管理業務委託の契約締結について 新川崎地区新設小学校の通学区域等の検討に係る進捗状況について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 免職処分取消等請求控訴事件について 令和5年度教職員表彰について 川崎市文化財保存活用地域計画(案)の策定について</p>
12月26日 定例会	<p>陳情第 7 号 報告事項 No.1 報告事項 No.2 報告事項 No.3 報告事項 No.4 報告事項 No.5 報告事項 No.6 議案第 34 号 議案第 35 号</p>	<p>川崎市稲田小学校におけるプールの注水事故を受けて今後の再発防止に関する陳情について 川崎市地域文化財顕彰制度における第6回川崎市地域文化財の決定について 陳情第3号・第4号・第5号の報告について 令和5年度川崎市教育委員会職員(学芸員)採用選考の実施について 令和5年度川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)採用選考の実施について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 人事について 川崎市重要郷土資料指定に係る諮問について</p>
1月16日 定例会	<p>報告事項 No.1 報告事項 No.2 報告事項 No.3 議案第 36 号 議案第 37 号</p>	<p>令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について 坂戸小学校の校舎増築について 宮前平中学校の校舎増築について 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について 幸区新設小学校通学区域の設定等について</p>
2月6日 定例会	<p>報告事項 No.1 報告事項 No.2</p>	<p>令和5年第5回市議会定例会について 市議会請願・陳情審査状況について</p>

	報告事項 No.3 報告事項 No.4 報告事項 No.5 報告事項 No.6 報告事項 No.7 報告事項 No.8 報告事項 No.9 報告事項 No.10 報告事項 No.11 報告事項 No.12 報告事項 No.13 報告事項 No.14 報告事項 No.15 報告事項 No.16 報告事項 No.17	(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について 学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針について 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた仕様案の概要について 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について 労働会館改修工事請負契約の締結について 労働会館改修電気設備工事請負契約の締結について 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の締結について 八ヶ岳少年自然の家の再編整備及び自然教室の方向性の検討状況について 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について 訴訟上の和解について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について
2月29日 臨時会	報告事項 No.1 報告事項 No.2 報告事項 No.3 議案第 38 号 議案第 39 号 報告事項 No.4 議案第 40 号	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 教育委員学校視察の報告について 令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について 川崎市教育委員会請願等取扱要綱の改正について 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について 人事について
3月12日 定例会	議案第 41 号 議案第 42 号 議案第 43 号 報告事項 No.1 議案第 44 号 議案第 45 号 議案第 46 号	川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について 陳情第8号の報告について 川崎市文化財保存活用地域計画の策定について 人事について 人事について
3月26日 臨時会	報告事項 No.1 報告事項 No.2 報告事項 No.3 報告事項 No.4 報告事項 No.5 報告事項 No.6 議案第 47 号 議案第 48 号 議案第 49 号 議案第 50 号 議案第 51 号 議案第 52 号	令和5年度川崎市教育委員会職員(学芸員)採用選考の実施結果について 令和5年度川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)採用選考の実施結果について 請願第2号の報告について 陳情第9号の報告について 学校運営協議会の設置及び学校運営協議会委員の委嘱・任命について 「川崎市立日本民家園運営基本方針」の策定について 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令の制定について 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について 通学区域の一部変更について 川崎市教職員育成指標の一部改正について

議案第 53 号	川崎市重要郷土資料の指定について
議案第 54 号	川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 55 号	「不登校対策の充実に向けた指針」(案)の策定について

市立学校一覽

小学校

小学校名	所在地	電話番号	R6.5.1 児童数
殿町小学校	川崎区殿町 1-17-19	044-266-4886	302
四谷小学校	〃 四谷下町 4-1	044-266-5883	367
東門前小学校	〃 東門前 3-4-6	044-288-2065	749
大師小学校	〃 東門前 2-6-1	044-288-2392	604
川中島小学校	〃 川中島 2-4-19	044-288-3167	765
藤崎小学校	〃 藤崎 3-2-1	044-288-2126	638
さくら小学校	〃 桜本 1-9-15	044-266-4601	367
大島小学校	〃 浜町 1-5-1	044-344-2424	307
渡田小学校	〃 田島町 14-1	044-344-4932	751
東小田小学校	〃 小田 5-11-20	044-333-2122	284
小田小学校	〃 小田 4-12-24	044-333-3300	565
浅田小学校	〃 浅田 2-11-21	044-333-5966	306
東大島小学校	〃 大島 5-25-1	044-233-6120	226
向小学校	〃 大島 4-17-1	044-233-6936	360
田島小学校	〃 渡田 1-20-1	044-333-8436	462
新町小学校	〃 渡田新町 3-15-1	044-322-2495	311
旭町小学校	〃 旭町 2-2-1	044-233-4712	646
宮前小学校	〃 宮前町 8-13	044-233-2043	725
川崎小学校	〃 日進町 20-1	044-233-2812	525
京町小学校	〃 京町 1-1-4	044-322-2410	345
幸町小学校	幸区中幸町 2-17	044-522-0388	632
南河原小学校	〃 都町 18	044-522-2573	462
御幸小学校	〃 遠藤町 1	044-511-4317	855
西御幸小学校	〃 小向西町 4-30	044-522-2419	316
戸手小学校	〃 戸手本町 1-165	044-522-3506	469
古川小学校	〃 古川町 70	044-533-1524	1,074
東小倉小学校	〃 東小倉 1-1	044-511-5201	758
下平間小学校	〃 下平間 175	044-522-3304	526
古市場小学校	〃 古市場 1-1	044-522-0282	431
日吉小学校	〃 北加瀬 1-37-1	044-588-4411	1,071
小倉小学校	〃 小倉 2-20-1	044-588-3332	1,090
南加瀬小学校	〃 南加瀬 4-24-1	044-599-2554	503
夢見ヶ崎小学校	〃 南加瀬 2-13-1	044-599-1247	409
下河原小学校	中原区上平間 585	044-522-0158	221
平間小学校	〃 上平間 1480	044-511-6528	561
玉川小学校	〃 北谷町 32	044-522-4416	585
下沼部小学校	〃 下沼部 1955	044-411-2933	835
荻宿小学校	〃 荻宿 25-1	044-422-4409	637
木月小学校	〃 木月 4-53-1	044-433-3286	402
東住吉小学校	〃 木月住吉町 1-11	044-422-1402	637
住吉小学校	〃 木月祇園町 17-1	044-422-5444	500
井田小学校	〃 井田中ノ町 29-1	044-766-3992	1,009
今井小学校	〃 今井西町 3-18	044-722-7599	620
上丸子小学校	〃 上丸子八幡町 815	044-411-2221	865
西丸子小学校	〃 小杉陣屋町 2-19-1	044-733-4413	499
中原小学校	〃 小杉御殿町 1-950	044-722-1610	808
宮内小学校	〃 宮内 2-4-1	044-766-4769	859
大戸小学校	〃 下小田中 1-4-1	044-766-4509	741
下小田中小学校	〃 下小田中 3-35-1	044-777-5103	1,074
新城小学校	〃 下新城 1-15-1	044-766-2236	720
大谷戸小学校	〃 上小田中 1-27-1	044-777-6412	923
小杉小学校	〃 小杉町 2-295-1	044-711-5553	876

小学校名	所在地	電話番号	R6.5.1 児童数
子母口小学校	高津区子母口 730	044-777-0842	1,106
橘小学校	〃 千年 1024	044-766-4503	880
末長小学校	〃 末長 3-8-1	044-866-7642	1,073
新作小学校	〃 新作 1-9-1	044-877-6565	603
東高津小学校	〃 北見方 2-5-1	044-833-5452	1,016
坂戸小学校	〃 坂戸 1-18-1	044-822-2341	716
久本小学校	〃 久本 3-11-3	044-822-9331	841
下作延小学校	〃 下作延 5-19-1	044-822-0723	520
高津小学校	〃 溝口 4-19-1	044-822-2630	1,242
梶ヶ谷小学校	〃 梶ヶ谷 4-12	044-877-8621	790
西梶ヶ谷小学校	〃 梶ヶ谷 2-14-1	044-888-0505	568
久末小学校	〃 久末 647	044-777-6533	670
上作延小学校	〃 上作延 5-8-1	044-866-2049	640
南原小学校	〃 上作延 3-9-1	044-866-0981	229
久地小学校	〃 久地 4-2-1	044-833-5700	764
野川小学校	宮前区西野川 2-19-1	044-766-2069	868
西野川小学校	〃 野川台 3-10-1	044-766-3877	345
南野川小学校	〃 南野川 2-12-1	044-788-5500	365
宮崎小学校	〃 馬絹 1-30-9	044-866-2219	1,223
鷺沼小学校	〃 鷺沼 2-1	044-854-2783	1,053
土橋小学校	〃 土橋 3-1-11	044-865-1535	1,023
有馬小学校	〃 東有馬 5-12-1	044-866-1447	359
西有馬小学校	〃 有馬 7-6-1	044-855-7911	892
富士見台小学校	〃 宮前平 2-18-3	044-888-0189	1,125
宮前平小学校	〃 宮前平 3-14-1	044-853-0466	737
宮崎台小学校	〃 宮崎 3-18	044-855-2410	848
向丘小学校	〃 平 1-6-1	044-866-7060	643
平小学校	〃 平 6-5-1	044-866-7235	492
白幡台小学校	〃 南平台 13-1	044-977-8220	199
菅生小学校	〃 菅生 1-5-1	044-977-0953	734
稗原小学校	〃 水沢 3-7-1	044-976-4557	562
犬蔵小学校	〃 犬蔵 1-3-1	044-976-1820	936
稲田小学校	多摩区宿河原 3-18-1	044-911-7041	833
長尾小学校	〃 長尾 7-28-1	044-866-1541	251
宿河原小学校	〃 宿河原 2-1-1	044-933-5437	762
登戸小学校	〃 登戸 1329	044-911-2124	774
中野島小学校	〃 中野島 3-12-1	044-911-8515	875
下布田小学校	〃 布田 23-1	044-944-5448	344
東菅小学校	〃 菅馬場 2-19-1	044-944-2832	585
南菅小学校	〃 菅馬場 3-25-1	044-944-5320	255
西菅小学校	〃 菅北浦 4-2-1	044-945-8181	220
菅小学校	〃 菅 2-6-1	044-944-2107	832
東生田小学校	〃 枳形 4-9-1	044-911-4925	717
三田小学校	〃 三田 3-6-4	044-900-1986	457
生田小学校	〃 生田 7-22-1	044-911-2115	459
南生田小学校	〃 南生田 3-1-1	044-954-5764	951
長沢小学校	麻生区東百合丘 2-24-7	044-954-5144	594
西生田小学校	〃 細山 2-2-1	044-966-5161	850
千代ヶ丘小学校	〃 千代ヶ丘 8-9-1	044-954-1080	484
金程小学校	〃 金程 2-10-1	044-966-5506	391
百合丘小学校	〃 百合丘 2-1-2	044-966-3550	810
南百合丘小学校	〃 王禅寺西 1-26-1	044-966-6376	842
麻生小学校	〃 上麻生 3-24-1	044-954-0397	714

小学校名	所在地	電話番号	R6.5.1 児童数
東柿生小学校	〃 王禅寺東 6-3-1	044-988-0017	405
王禅寺中央小学校	〃 王禅寺東 4-14-1	044-988-9700	507
真福寺小学校	〃 白山 5-3-1	044-988-4348	225
虹ヶ丘小学校	〃 虹ヶ丘 1-21-2	044-987-1579	128
柿生小学校	〃 片平 3-3-1	044-988-0019	831
岡上小学校	〃 岡上 675-1	044-988-8367	225
片平小学校	〃 片平 5-28-1	044-987-6367	618
栗木台小学校	〃 栗木台 5-15-1	044-987-4633	617
はるひ野小学校	〃 はるひ野 4-8-1	044-980-5211	771

小学校(114校)計

72,962

中学校

中学校名	所在地	電話番号	R6.5.1 生徒数
大師中学校	川崎区大師河原 2-1-1	044-266-5791	685
南大師中学校	〃 四谷上町 24-1	044-266-2125	341
川中島中学校	〃 藤崎 2-19-1	044-222-5707	678
桜本中学校	〃 池上新町 1-2-4	044-288-7188	149
臨港中学校	〃 浜町 2-11-22	044-333-5537	494
田島中学校	〃 小田 2-21-7	044-322-2027	321
京町中学校	〃 京町 3-19-11	044-333-2127	256
渡田中学校	〃 渡田向町 11-1	044-244-4702	327
富士見中学校	〃 富士見 2-1-2	044-233-4186	654
川崎中学校	〃 下並木 50	044-222-7186	402
川崎高等学校附属中学校	〃 中島 3-3-1	044-246-7861	357
南河原中学校	幸区中幸町 4-31	044-511-2413	332
御幸中学校	〃 戸手 4-2-1	044-522-3404	823
塚越中学校	〃 塚越 1-60	044-511-0458	782
日吉中学校	〃 北加瀬 2-3-1	044-588-4552	383
南加瀬中学校	〃 南加瀬 3-10-1	044-588-6428	689
平間中学校	中原区上平間 1368	044-511-3502	506
玉川中学校	〃 中丸子 562	044-411-2639	465
住吉中学校	〃 木月住吉町 27-1	044-411-3358	385
井田中学校	〃 井田杉山町 11-1	044-766-3393	593
今井中学校	〃 今井仲町 7-1	044-722-9292	374
中原中学校	〃 小杉陣屋町 1-24-1	044-722-3396	441
宮内中学校	〃 宮内 4-13-1	044-766-3470	690
西中原中学校	〃 下小田中 2-17-1	044-777-2239	1,354
東橘中学校	高津区子母口 730	044-766-1649	903
橘中学校	〃 千年 1300	044-777-6715	928
高津中学校	〃 久本 3-11-2	044-822-2331	498
東高津中学校	〃 末長 4-1-1	044-833-2882	539
西高津中学校	〃 久地 1-10-1	044-822-2487	904
宮崎中学校	宮前区宮崎 107	044-877-2601	1,127
野川中学校	〃 西野川 2-2-1	044-766-3821	735
有馬中学校	〃 有馬 7-7-1	044-855-7913	796
宮前平中学校	〃 宮前平 2-7	044-855-3214	1,215
向丘中学校	〃 神木本町 5-11-1	044-866-2875	656
平中学校	〃 平 3-15-1	044-976-3666	317
菅生中学校	〃 菅生 2-10-1	044-977-8787	597
犬蔵中学校	〃 犬蔵 1-10-1	044-977-0604	607

中学校名	所在地	電話番号	R6.5.1 生徒数
稲田中学校	多摩区宿河原 4-1-1	044-911-4224	955
枳形中学校	〃 枳形 1-22-1	044-900-1304	372
中野島中学校	〃 中野島 1-16-1	044-944-4734	674
南菅中学校	〃 菅馬場 4-1-1	044-944-5307	300
菅中学校	〃 菅城下 28-1	044-944-8002	359
生田中学校	〃 三田 2-5420-2	044-911-4201	667
南生田中学校	〃 南生田 3-4-1	044-954-5613	456
西生田中学校	麻生区高石 3-25-1	044-966-8515	560
金程中学校	〃 金程 3-16-1	044-951-2141	407
長沢中学校	〃 東百合丘 4-12-1	044-954-5611	544
麻生中学校	〃 上麻生 4-39-1	044-954-2957	428
柿生中学校	〃 上麻生 6-40-1	044-988-0004	471
王禅寺中央中学校	〃 王禅寺東 4-14-2	044-987-0066	347
白鳥中学校	〃 白鳥 1-5-1	044-988-9701	700
はるひ野中学校	〃 はるひ野 4-8-1	044-980-5211	372
中学校(52校)計			29,915

高等学校

名称/所在地/電話番号	学 科		R6.5.1 生徒数
川崎高等学校 川崎区中島 3-3-1 / 044-244-4981~4983	全日制	普通科・生活科学科・福祉科	544
	定時制	普通科 [昼間部・夜間部]	245
幸高等学校 幸区戸手本町 1-150 / 044-522-0125~0127	全日制	普通科・ビジネス教養科	700
川崎総合科学高等学校 幸区小向仲野町 5-1 / 044-511-7336~7338	全日制	情報工学科・総合電気科・電子機械科・ 建設工学科・デザイン科・科学科	684
	定時制	クリエイト工学科・商業科	53
橘高等学校 中原区中丸子 562 / 044-411-2640	全日制	普通科・国際科・スポーツ科	824
	定時制	普通科	84
高津高等学校 高津区久本 3-11-1 / 044-811-2555	全日制	普通科	827
	定時制	普通科	94
全日制(5校)計			3,579
定時制(4校)計			476
合計			4,055

特別支援学校

特別支援学校名	所在地	電話番号	R6.5.1 児童・生徒数
聾学校	中原区上小田中 3-10-5	044-766-6500	41
中央支援学校	高津区久本 3-7-1	044-844-1275~6	325
田島支援学校	川崎区田島町 20-5	044-355-1240	157
田島支援学校桜校	川崎区池上新町 1-1-3	044-299-2861	124
特別支援学校(4校)計			647

市立教育施設一覧(含む関連施設)

教育施設名	所在地	電話
総合教育センター	高津区溝口 6-9-3	044-844-3600
総合教育センター塚越相談室	幸区塚越 1-60	044-541-3633
教育会館	中原区下沼部 1709-4	044-433-9105
南部学校給食センター	幸区南幸町 3-149-2	044-223-7881
中部学校給食センター	中原区上平間 1700-373	044-201-1008
北部学校給食センター	麻生区栗木 2-8-5	044-322-9911
教育文化会館※1	川崎区富士見 2-1-3	044-233-6361
教育文化会館大師分館※1	〃 大師駅前 1-1-5 川崎大師パークホームズ 2階	044-266-3550
教育文化会館田島分館※1	〃 追分町 16-1 カルナーザ川崎 4階	044-333-9120
幸市民館※1	幸区戸手本町 1-11-2	044-541-3910
幸市民館日吉分館※1	〃 南加瀬 1-7-17	044-587-1491
中原市民館※1	中原区新丸子東 3-1100-12 パークシティ武蔵小杉ミッドスカイタワー 1・2階	044-433-7773
高津市民館※1	高津区溝口 1-4-1 ノクティ 2 11・12階	044-814-7603
高津市民館橘分館※1	〃 久末 2012-1	044-788-1531
宮前市民館※1	宮前区宮前平 2-20-4	044-888-3911
宮前市民館菅生分館※1	〃 菅生 5-4-11	044-977-4781
多摩市民館※1	多摩区登戸 1775-1	044-935-3333
麻生市民館※1	麻生区万福寺 1-5-2	044-951-1300
麻生市民館岡上分館※1	〃 岡上 3-15-5	044-988-0268
川崎図書館	川崎区駅前本町 12-1 川崎駅前タワーリパーク 4階	044-200-7011
川崎図書館大師分館	〃 大師駅前 1-1-5 川崎大師パークホームズ 2階	044-266-3550
川崎図書館田島分館	〃 追分町 16-1 カルナーザ川崎 4階	044-333-9120
幸図書館	幸区戸手本町 1-11-2	044-541-3915
幸図書館日吉分館	〃 南加瀬 1-7-17	044-587-1491
中原図書館	中原区小杉町 3-1301 武蔵小杉西街区ビル 5・6階	044-722-4932
高津図書館	高津区溝口 4-16-3	044-822-2413
高津図書館橘分館	〃 久末 2012-1	044-788-1531
宮前図書館	宮前区宮前平 2-20-4	044-888-3918
多摩図書館	多摩区登戸 1775-1	044-935-3400
多摩図書館菅見閲覧所	〃 菅 3-1-1 K・Tプラザビル 3・4階	044-946-3271
麻生図書館	麻生区万福寺 1-5-2	044-951-1305
麻生図書館柿生分館	〃 片平 3-3-1	044-986-6470
日本民家園	多摩区枳形 7-1-1	044-922-2181
青少年科学館 (かわさき宙と緑の科学館)	〃 枳形 7-1-2	044-922-4731
地名資料室	高津区溝口 1-6-10 生活文化会館 (てくのかわさき) 4階	044-812-1102
川崎市生涯学習プラザ	中原区今井南町 28-41	044-733-5560
八ヶ岳少年自然の家※2	長野県諏訪郡富士見町境字広原 12067-482	0266-66-2011
青少年の家※2	宮前区宮崎 105-1	044-888-3588
黒川青少年野外活動センター※2	麻生区黒川 313-9	044-986-2511
子ども夢パーク※2	高津区下作延 5-30-1	044-811-2001
有馬・野川生涯学習支援施設 (アリーノ) ※3	宮前区東有馬 4-6-1	044-853-3737

※1 各区役所所管

※2 こども未来局青少年支援室所管

※3 宮前区役所生涯学習支援課所管

各 学 校 の 開 校 年 度

年度	主な出来事	小学校の設置	中学校の設置	幼稚園・高校・特別支援学校の設置
明治5	学制(下等小学校4年、上等小学校4年と規定)	向丘		
明治6		大師、小田、川崎、御幸、日吉、野川、宮崎、登戸、生田、柿生		
明治7		菅		
明治10		田島		
明治12		稲田		
明治19	小学校令(義務教育は尋常小学校3~4年と規定)			
明治23	第2次小学校令(地方の学校設置義務を規定)			
明治33	第3次小学校令(義務教育は尋常小学校4年と規定)	住吉		
明治34		中原		
明治37		玉川		
明治40	第5次小学校令(義務教育は尋常小学校6年と規定)			
明治44				川崎高校
明治45		高津		
大正2		橘		
大正9		宮前		
大正13	7月 川崎町・御幸村・大師町が合併し、川崎市となる(人口48,394人)	大島		
大正14		旭町		
昭和2	4月 田島町が川崎市に編入	幸町		
昭和3		渡田		高津高校
昭和8	8月 中原町が川崎市に編入			
昭和9		桜本		
昭和12	4月 高津町・日吉村の一部が川崎市に編入 6月 橘村が川崎市に編入	川中島、南河原		
昭和13	10月 稲田町・生田村・宮前村・向丘村が川崎市に編入			
昭和14	4月 柿生村・岡上村が川崎市に編入			
昭和15		向、新町、大戸		
昭和16	国民学校令(義務教育は国民学校初等科6年、高等科2年と規定)			
昭和17				橘高校
昭和18		平間		
昭和20	4月 川崎大空襲			
昭和21	11月 日本国憲法公布 3月 教育基本法・学校教育法公布			
昭和22	教育基本法施行 学校教育法(義務教育は小学校6年、中学校3年と規定)	古川、古市場、上丸子、西生田、東柿生 【東渡田、前沼、富士見、堀内を廃止】	大師、川中島、臨港、田島、富士見、御幸、玉川、住吉、中原、西中原、高津、宮崎、向丘、稲田、生田、柿生	
昭和23	11月 公選制教育委員会発足			
昭和24	7月 川崎公民館開館 9月 全国初の成人学校が富士見中で開校 11月 川崎教育研究所設立	殿町		
昭和25	11月 第1回川崎市教育委員選挙 12月 川崎市教育委員会事務局の設置	東住吉、東高津	日吉	
昭和26	10月 稲田公民館開館 1月 川崎市教育目標を設定			
昭和27		浅田		
昭和28	7月 高津公民館・中原公民館開館	四谷、新城	渡田、塚越、橘	商業高校 聾学校
昭和29		小倉、下沼部	南大師、川崎	
昭和30		藤崎、東小田、東大島、西丸子、久本	桜本、京町	
昭和31	5月 市民会館が開館	西御幸、荻宿、井田	南河原、井田	
昭和32	9月 市の人口、50万人を突破する	東門前、東桜本、京町、戸手、下平間、宮内	宮内、西高津	
昭和33	1月 市統一の成人式を市民会館で行う	南加瀬、今井、末長		
昭和34	4月 社会教育法改正法公布 8月 青少年の家、馬絹に設置 *この年に二部授業解消する	下河原		
昭和35		中野島	南加瀬、平間、中野島	

年度	主な出来事	小学校の設置	中学校の設置	幼稚園・高校・特別支援学校の設置
昭和37	5月 市の人口、70万人を超える		今井	養護（→中央支援）学校（H26年名称変更）
昭和38				工業（→総合科学）高校（H15年名称変更）
昭和39		百合丘		
昭和40		子母口		
昭和41	42年3月 産業文化会館開館	大谷戸、東生田		
昭和42	4月 日本民家園開園	久地、菅生		
昭和43		下小田中	東橘	菅生小附属幼稚園
昭和44		坂戸、久末、上作延、南百合丘		渡田、古市場、西丸子、生田小附属幼稚園
昭和45		東菅	西生田	川中島、川崎小附属幼稚園
昭和46	8月 青少年科学館開館	木月、三田		住吉、高津、南百合丘小附属幼稚園
昭和47	4月 政令指定都市となる（川崎・幸・中原・高津・多摩） 9月 多摩市民館開館	河原町、梶ヶ谷、有馬、富士見台、白幡台		桜本小、御幸、新城小附属幼稚園
昭和48	5月 100万人目の市民が誕生する	南野川	菅生	白幡台小附属幼稚園
昭和49	4月 教育会館開館 6月 中原市民館開館 7月 高津市民館開館	宿河原		宮崎（→鷺沼）小附属幼稚園（S52年名称変更）
昭和50		宮崎台、千代ヶ丘		向、平間小附属幼稚園
昭和51	52年2月 石川記念武道館開館	犬蔵、南生田、長沢、虹ヶ丘	宮前平	南野川小附属幼稚園
昭和52	8月 ハヶ岳少年自然の家開設	鷺沼、平	菅、南生田、長沢	
昭和53	5月 岡上分館開館	西有馬	有馬、犬蔵	河原町小附属幼稚園
昭和54		下布田、王禅寺	白鳥	梶ヶ谷小附属幼稚園
昭和55	7月 幸市民館開館	西野川、宮前平	野川、枅形、王禅寺	
昭和56	*米飯給食の試行	白山	白山	
昭和57	7月 高津・多摩区の分区（宮前区と麻生区）	長尾、真福寺		
昭和58		下作延、栗木台		
昭和59		夢見ヶ崎、西梶ヶ谷、片平	東高津	
昭和60	5月 麻生市民館開館 6月 幸スポーツセンター開館 7月 宮前市民館開館	東小倉、新作、南菅	南菅	
昭和61	5月 総合教育センター開設 6月 麻生スポーツセンター開館 *「いきいきとした川崎の教育をめざして」答申 *小学校1年生から40人学級実施	南原、稗原	平、金程	田島養護（→田島支援）学校（H26年名称変更）
昭和62	4月 宮前市民館菅生分館開館	岡上		
昭和63	6月 ふれあい館開館 11月 市民ミュージアム開館			
平成1	4月 産業文化会館を教育文化会館と改称	西菅、金程		
平成3		麻生	麻生	
平成4	4月 平和館開館 8月 大山街道ふるさと館開館 9月 学校週五日制実施（第二土曜日休業・あそびの広場実施） 10月 プラザ大師開館 3月 川崎市生涯学習推進基本計画報告			
平成5	10月 プラザ橋開館			
平成6	10月 「川崎市子ども議会」開催			
平成7	8月 とどろきアリーナ開館 11月 プラザ大師開館			
平成8	9年1月 多摩市民館・図書館改築			
平成9	7月 高津市民館改築 7月 高津スポーツセンター開館			
平成11	10月 岡本太郎美術館が開館			
平成13	4月 子どもの権利条例を施行			
平成14				川中島、桜本、渡田、川崎、御幸、古市場、平間、西丸子、高津小附属幼稚園が廃園
平成15	6月 麻生図書館柿生分館開館 7月 幸市民館・図書館日吉分館開館 子ども夢パーク開設			向、河原町、住吉、梶ヶ谷、南野川、鷺沼、白幡台、菅生、南百合丘小附属幼稚園が廃園

年度	主な出来事	小学校の設置	中学校の設置	幼稚園・高校・特別支援学校の設置
平成16	5月 人口が130万人を突破 7月 ミューザ川崎がオープン 17年3月 「かわさき教育プラン」策定			
平成18	4月 宮前スポーツセンター開館	土橋 【河原町が御幸に統合】		
平成20		はるひ野	王禅寺中央、はるひ野 【白山、王禅寺が統合】	
平成21	4月 中原市民館移転 人口が140万人突破 5月 有馬・野川生涯学習支援施設開館 22年3月 多摩スポーツセンター開館	王禅寺中央 【白山、王禅寺が統合】		
平成22		さくら 【桜本、東桜本が統合】		新城、生田小附属幼稚園が廃園
平成24	4月 青少年科学館(かわさき宙と緑の科学館) リニューアルオープン			
平成25	4月 中原図書館移転 26年1月 人口が145万人を突破			
平成26	27年3月 第2次川崎市教育振興基本計画 「かわさき教育プラン」策定		川崎高等学校附属	田島支援学校桜校 【田島支援学校小中学部を分校化】
平成29	29年5月 人口が150万人を突破			幸高校 【商業高校から名称変更。定時制商業科を川崎総合科学高校に移管し、定時制課程を廃止。】
令和1		小杉		
令和6	川崎市市制100周年			
令和7		新小倉		

教育委員会の附属機関等

名称(根拠条例施行日)	設置目的・所掌事務等	根拠法令等	主管課
川崎市学校運営協議会 平成 18. 12. 1 設置	学校運営に関して、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 川崎市学校運営協議会規則	教育政策室
川崎市いじめ防止対策連絡協議会 平成 26. 10. 15 設置	いじめの防止等に係る機関及び団体相互の連絡調整を行い、当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を調査審議する。	いじめ防止対策推進法第14条第1項 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例	指導課
川崎市いじめ問題専門・調査委員会 平成 26. 10. 15 設置	教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。 (1)いじめの防止等のための対策を調査審議すること。 (2)いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を調査審議すること。	いじめ防止対策推進法第14条第3項 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例	指導課
川崎市教科用図書選定審議会 平成 27. 4. 1 設置	市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議すること。	地方自治法第138条の4第3項 川崎市附属機関設置条例	指導課
川崎市社会教育委員 昭和 24. 7. 1 設置	社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じこれに対して意見を述べること。 3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。 教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。 教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。 社会教育施設の運営の在り方についても、総合的な企画立案、提言等を行うため各施設・分野に対応した専門部会を置く。 【専門部会】 ・教育文化会館専門部会 ・各市民館専門部会（幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生） ・図書館専門部会 ・有馬・野川生涯学習支援施設専門部会 ・日本民家園専門部会 ・青少年科学館専門部会 ・青少年教育施設専門部会	社会教育法第15条～第18条 川崎市社会教育委員条例 川崎市社会教育委員会議規則	生涯学習推進課
川崎市文化財審議会 昭和 34. 9. 22 設置	文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応ずる。	文化財保護法第190条 川崎市文化財保護条例 第3条・第4条 川崎市文化財審議会規則	文化財課
川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会 平成27. 4. 1 設置	橘樹官衙遺跡群の調査並びに保存・整備及び管理に関する事項に関して調査審議する。	地方自治法第138条の4第3項 川崎市附属機関条例	文化財課

教育委員会所管出資法人

法人名	設立年月	設置目的	主な事業	所在地	電話番号
公益財団法人 川崎市 学校給食会	昭和 33 年 5 月 平成 24 年 4 月公 益財団法人 移行	川崎市立学校の学校給食に関する事業を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的とする。	(1) 学校給食用物資の調達に関する事業 (2) 令和 2 年度以前の学校給食費の管理に関する事業 (3) 学校給食実施に寄与する講習会、研究会等を開催する事業 (4) 学校給食の普及奨励に必要な事業 (5) 前各号のほか、この法人の目的達成に必要な事業	川崎市川崎区 東田町 8 番地	044-200 -3300
公益財団法人 川崎市生涯学習 財団	平成 2 年 5 月 平成 17 年 4 月 博物館振 興財団と 統合・名 称変更 平成 24 年 4 月公 益財団法人 へ移行	川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化に関する各種事業を推進するとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与することを目的とする。	(1) 生涯学習に関する学習機会提供事業 (2) 生涯学習に関する活動支援事業 (3) 生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業 (4) 生涯学習関連施設管理運営事業 (5) その他目的を達成するために必要な事業	川崎市中原区 今井南町 28-41	044-733 -5560

教育かわさき No.70 令和6年度版

発行 令和7年1月

編集 川崎市教育委員会事務局教育政策室
川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-0915

FAX 044-200-3950

88seisaku@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市